

（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業 実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見への回答

- ・（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業に関する質問および意見への回答を次のとおり公表します。
多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・質問および意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字および表記・該当箇所の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・質問および意見への回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問および意見を踏まえた内容の精査を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますのでご注意ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
1	種類	1		1	(1)	イ	(イ)			博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。 との記載ですが、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設いずれの想定をされているのでしょうか。	登録博物館とする予定です。ただし、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）による登録制度改正の詳細が示された場合、それに沿って対応します。
2	種類	1		1	(1)	イ	(イ)			文化財保護法第53条第1項のただし書きに規定する「公開承認施設」の申請について、同頁「ウ 公共施設の管理者」である滋賀県知事 三日月大造様、あるいはPFI事業を担う事業者、どちらが申請者となるのかご教示下さい	県が申請者となる予定です。なお、事業者は申請にあたり、必要な範囲で協力するものとします。
3	目指す姿	2		1	(1)	オ	(イ)			「県内の歴史系博物館の連携の核となる役割を担う博物館」とありますが具体的な動き、構想の有無等はございますか。	現在は、地域連携企画展として県内の歴史系博物館において、それぞれの所蔵品・収蔵品を活用した共同企画展を開催しています。また、本施設の開館後は、地域の文化財のサポートセンターの活動において県内の歴史系博物館を含めて連携する予定です。
4	本施設が担う機能	2		1	(1)	オ	(イ)			本施設が有する3つの機能において、災害時等における広域避難場所としての機能は有しておらず、また避難場所としての使用も想定していないと考えてよろしいでしょうか。	現時点で指定を前提とするものではありません。ただし、契約後の事業実施段階で、指定の可能性がります。
5	地域の文化財のサポートセンター	3		1	(1)	オ	(イ)	②		「地域や社寺の文化財の守り手、市町、県内博物館と連携し・・・」とあり、さらに要求水準書（案）P-97の「2文化観光等業務に関する要求水準」の「ウ要求事項」の（ア）の3つ目の「・」に「国宝等文化財所有者との連携にかかる交渉については、県は可能な範囲で協力する。」とありますが、現時点ですでに県が交渉済みで連携可能となっている町村、社寺および文化財について一覧リスト等でご教示いただけますでしょうか？	県内市町については交渉可能であり、連携事例があります。社寺については、指定・登録文化財を所有する場合は交渉可能ですが、連携は事業に応じて個別対応となるため回答は控えます。
6	本施設が担う機能等	3		1	(1)	カ				「指定管理者の指定に当たっては、事前に関連条例の整備（議会の議決を必要とする）等を行う予定である」とあります。具体的にはどのようなことか？ご教示願います。指定管理者とは事業者の何かすべき業務はあるのでしょうか？	本施設は「滋賀県立新・琵琶湖文化館の設置および管理に関する条例（仮称）」により地方自治法第244条第1項に定める公の施設として設置予定です。当該条例において、同法同条第3項に定める指定管理者に係る事項を定める予定です。 当該条例に基づき、事業者は本事業における開館準備業務、維持管理業務、文化観光等業務を実施する指定管理者として指定を受ける必要があります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
7	本施設が担う機能等	3		1	(1)	カ				指定管理者の指定は、本事業における事業期間（P.5）と一致するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、理由と共に現時点で想定される期間を具体的に御教示願います。	指定管理者の指定時期は、令和5年10月を予定しています。
8	コロナ後の社会を見据えた博物館	3		1	(1)	カ	(ア)	③		文中に「博物館の多様な利用を実現する。」とありますが、事業提案内容及び実際の管理運営の評価として来館（来館者数）に拘らないという理解でよいのか。	博物館の多様な利用の実現方法としては来館しない利用方法も含まれると考えますが、提案内容の評価や管理運営の評価に関することは、入札公告時にお示しします。
9	収集・保管	4		1	(1)	カ	(イ)	①		「外部資金等も活用し、」とありますが「資金」とはどのようなもの想定されていますでしょうか？またこの場合の資金調達は県、事業者どちらが行うと考えればよろしいでしょうか？	県が行うことを想定しており、事業者による支援は特に想定していません。
10	調査・研究	4		1	(1)	カ	(イ)	③		「県内博物館等の学芸員の研修、博物館実習の受け入れ等による人材育成支援を行う」とありますが、本業務は県、事業者どちらが担う業務と考えればよろしいでしょうか？ちなみに要求水準書（案）P-95には「(2)業務範囲」の県が実施する運営業務の表より「調査・研究業務」は県担当となっておりますが、事業者による「支援」が必要な場合、具体的な内容をご提示願います。	県が行うことを想定しており、事業者による支援は特に想定していません。
11	開館準備業務	5		1	(1)	ケ	(イ)	①		どのような体制で維持管理業務を実施するのが望ましいのかご教示下さい（要求水準書案P.73に空調の運転開始、環境衛生管理業務の規定に準じた環境測定とあるが、それらを満たす必要最低限の体制で良いのか）。	要求水準書（案）第1-11および第4に基づき適切な体制をご提案ください。
12	開館準備業務	5		1	(1)	ケ	(イ)	①		移転支援業務とは具体的に何を指すのかご教示ください。	要求水準書（案）第3-2（2）をご確認ください。
13	設計・建設期間	5		1	(1)	ク	(ア)			建設期間については、週休二日（4週8休）を前提にした期間を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	供用開始年月日	5		1	(1)	ク	(ウ)			「供用開始年月日」は、「令和9年（2027年）12月1日」との理解でよろしいでしょうか。	供用開始年月日は令和9年12月を予定しています。詳細日程は協議の上、県が決定します。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
15	施設整備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		「施設整備業務の対価」は、「一括方式により支払う。」とあり、一方で5(3)「金融機関(融資団)と県の協議」、別紙1「■共通段階、金利リスク」との記載がありますが、一括方式による支払いということは、SPCによる資金調達は想定していないとの理解でよろしいでしょうか。	SPCによる資金調達は応募者の任意です。なお、リスク分担表の金利リスクの項目は削除します。
16	県が支払うサービス対価	6・7		1	(1)	サ	(ア) (イ)			事業者収入について県が支払うサービス対価は以前提示された対価は基本計画時の3億円から変更ありませんか。(入館料収入別途)	事業費に関わるご質問には回答しません。
17	県が支払うサービス対価	6		1	(1)	サ	(ア)			県が支払うサービス対価に関して、募集要項において県からのサービス対価の上限価格は文書で示されますか。	入札予定価格は入札公告時にお示しします。
18	県が支払うサービス対価	6		1	(1)	サ	(ア)			県が支払うサービス対価に関して、募集要項において施設整備業務、開館準備業務、維持管理業務文化観光業務の対価の上限又は割合は示されますか。	入札予定価格は入札公告時にお示しします。なお、業務毎の予定価格はお示しする予定はありません。
19	施設整備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		「施設整備業務の対価」には、工事竣工後から施設引渡予定日(令和9年(2027年)3月末日)までの期間における光熱水費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、「維持管理・文化観光等業務に係る光熱水費」に施設引渡予定日翌日から供用開始日前日までの期間における光熱水費も含むものとし、実施方針を修正します。
20	施設整備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		「本施設の設計・建設に要する費用は一括方式にて支払う」とありますが、支払い時期はいつをお考えでしょうか、また、設計費用についても当該時期と一緒に支払われるということでしょうか。	施設整備業務の対価の構成及び支払時期については、入札公告時にお示しします。
21	施設整備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		一括方式とありますが、割賦による支払いはありますでしょうか。	割賦払いは予定していません。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
22	施設整備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		年度毎の出来高による支払いはありますでしょうか。	施設整備業務の対価の構成及び支払時期については、入札公告時にお示しします。
23	開業準備業務の対価	6		1	(1)	サ	(ア)	②		「開館準備業務の対価」には、施設引渡予定日翌日(令和9年(2027年)4月1日)から供用開始年月日前日(令和9年(2027年)11月末日)までの期間における光熱水費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	No. 19をご参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
24	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		「ただし、文化観光業務のうち、施設貸出に要する光熱水費に相当する額は事業者の負担とする。なお、施設貸出業務において県が講堂・研修室を利用する場合の光熱水費は、県が負担するものとする。」とありますが、県から事業者へ支払う光熱水費の算出方法をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
25	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		光熱水費の負担について、事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を支払うとありますが、政治・社会環境により大きく変動し、費用変動リスクに対する事業者によるリスクコントロールが難しいです。物価変動や定期的な見直しを行う規定を取り入れていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
26	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		県が講堂・研修室を利用する場合の光熱水費は県が負担されるとありますが、どのように負担・支払われる想定でしょうか？	入札公告時にお示しします。
27	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		光熱水費の負担は、要求水準書（案）P.96に記載のとおりであり、実際に掛かった費用が県から事業者を支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
28	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		「施設貸出業務に要する光熱水費に相当する額は事業者の負担とする。」とありますが、この「施設貸出業務に要する」とは、県利用時を除く講堂・研修室に係る開館時間帯を指すとの理解で宜しいですか。	開館時間帯に限定せず、県利用を除く講堂・研修室の光熱水費は事業者の負担とします。
29	利用者から得る利用料金収入	7		1	(1)	サ	(イ)	①		文中に「利用料金については、県が提示した考え方を満たすことを条件として、」とありますが、この考え方はいつ頃のご提示でしょうか。出来れば入札公告より前にご提示いただきたいと考えます。	利用料金については、「付属資料20 利用料金の考え方」を入札公告時までにお示しする予定です。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
30	利用者から得る利用料金収入	7		1	(1)	サ	(イ)	①		「・・・県が条例で定める・・・」とありますが、条例の制定時期を御教示願います。なお、要求水準書（案）P.104で「開館後の利用受付の開始時期については、利用日の6か月前から申請を受け付ける」と規定されていますが、条例の制定後に事業者の施設貸出業務（募集フォームの作成・公開等）に要する期間および利用者の検討に要する期間が十分に確保されるとの理解でよろしいでしょうか。	本施設の条例等の制定は令和5年10月頃を予定しています。 なお、本施設の条例等のご提案を踏まえ、県と事業者の協議の上、制定する予定です。 また、当該条例に基づき、事業者を令和5年10月に指定管理者に指定予定です。
31	利用者から得る利用料金収入	7		1	(1)	サ	(イ)	①		講堂・研修室に係る利用料金について、県利用時の考え方をお示しください。	県の利用について他の利用者との特段の区別はありません。 なお、利用料金については、「付属資料20 利用料金の考え方」を今後公表する予定です。
32	審査の方法	9		2	(1)	エ				客観評価の採点の配点詳細は実施方針にて示されますか。	落札者の決定基準を入札公告時にお示しします。
33	募集および選定に係る想定スケジュール	10		2	(2)					募集および選定に係る想定スケジュールの④実施方針および要求水準書（案）に関する質問および意見への回答の公表が令和4年8月となっております。今後、質問・意見の数にも寄るかとも想定しますが、公表予定日もしくは目標とする公表日がございましたらご提示願います。	募集及び選定に係る想定スケジュールについて、現時点ではより詳細なスケジュールの公表は予定していません。
34	募集および選定に係る想定スケジュール	11		2	(2)					募集および選定に係る想定スケジュールの⑦について令和5年5月の初・中・下旬等での目安をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
35	募集および選定に係る想定スケジュール	11		2	(2)					募集および選定に係る想定スケジュールの⑧について令和5年7月の初・中・下旬等での目安をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
36	募集および選定に係る想定スケジュール	11		2	(2)					募集および選定に係る想定スケジュールの⑦と⑧の間の期間が約2か月程度ありますが、この期間に事業者側からのプレゼンテーションあるいは県からの提案書に関するヒアリング等は設定されないものと考えてよろしいでしょうか？	プレゼンテーションおよびヒアリング等を実施予定です。詳細は入札公告時にお示しします。
37	回答の公表	12		2	(3)	ウ	(エ)			質問及び意見に対する回答は県HPにて一括回答公表とありますが、質問者である【事業者名】は非公表と考えてよろしいですか？	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
38	落札者の決定および公表	13		2	(3)	サ			予定価格は公表される認識で宜しいでしょうか。	入札予定価格は入札公告時にお示しします。	
39	入札参加者の構成	13		2	(4)	ア	(ア)		事業者の提案により、ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業をグループに含めることも可能でしょうか。	入札参加者に含むことを条件としている業務以外の業務を行う者を含めることは可能です。	
40	入札参加者の構成	13		2	(4)	ア	(ア)		入札参加資格について、実績の証明方法についての記載がありません。具体的な立証方法を教えて頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。	
41	落札者の決定および公表	13		2	(3)	サ			落札者の決定および公表について、決定後選定に至らなかったグループへの説明の手続きは実施方針にて示されますか。	審査講評は公表することを予定していますが、グループ別に審査内容を説明することは予定していません。	
42	本契約の締結	13		2	(3)	ス			「仮契約は、県議会の議決を経たときに本契約となる。」とありますが、議決を経た時点で仮契約書が本契約書になるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
43	入札参加者の参加資格要件(共通)	14		2	(4)	イ	(ア)	b	競争入札参加資格者名簿に登録されていれば、業種は問わないとの認識で宜しいでしょうか	入札参加に必要な資格等は入札公告時に県告示でお示しします。なお、本事業に関する業務を業種とし、営業種目は問わない予定です。事業者は当該告示に従い、競争入札参加資格審査申請を行っていただく必要があります。なお、この取り扱いは代表企業のみとし、実施方針を修正します。	
44	入札参加者の参加資格要件(共通)	14		2	(4)	イ	(ア)	b	「参加資格要件として、入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格を有するものと認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること」とありますが、実施方針に記載のある入札参加者の参加資格要件以外の要件は付くでしょうか。	No. 43をご参照ください。	
45	入札参加者の参加資格要件(共通)	14		2	(4)	イ	(ア)	b	入札参加者に必要な資格等（別途告示予定）に規定する資格は滋賀県の入札参加資格という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
46	入札参加者の参加 資格要件（業務 別）	15		2	(4)	イ	(イ)			設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、文化観光等業務、共通で「～以下の施設の実績があること」とあり、①登録博物館または博物館相当施設、②博物館類似施設、③ホール、劇場、音楽堂、図書館、と例示がありますが、①、②、③記載のいずれかの施設の実績が1件あれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札参加者の参加 資格要件（業務 別）	15		2	(4)	イ	(イ)			ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が構成企業や協力企業として参画する場合、個別の参加資格要件はなく、共通要件を満たせば良いとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
48	入札参加者の参加 資格要件（業務 別）	15 ～ 17		2	(4)	イ	(イ)	① ② ③ ④		①から④の業務における入札参加資格要件として、延床3,000㎡以上の博物館相当施設、博物館類似施設、ホール、劇場、音楽堂、図書館でこれまで通り収蔵庫を併設している1つの施設の他、上記規模で同用途施設の実績（収蔵庫は有さない）と収蔵庫機能を持つ別の実績を併せての2施設の実績にて同等の参加資格を持つものとすることは可能でしょうか？	要件を満たしていない実績については、複数併せたとしても要件を満たしたとは認められません。
49	入札参加者の参加 資格要件（業務 別）	15 ～ 18		2	(4)	イ	(イ)	① ③ ④ ⑤		①、③、④、⑤の業務における入札参加資格要件について、「共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその企業体中最大の出資比率の場合のものに限る」とありますが、本事業の様にPFI事業、デザインビルド事業等で代表企業を建設企業が担当するため、甲型共同企業体中では最大出資比率とはならないが、担当する業務の中では主体を担ったようなケースは、業務分担表や業務比率等の記載のエビデンスがあれば実績と認めていただけますでしょうか？	入札参加者の参加資格要件（業務別）で求められている業務の実績について、単独業務の契約ではなく複数業務からなる契約で契約当事者が複数となっている場合には、当該企業の業務であることが契約書等の写し等で証明されれば、当該企業の業務実績として認めます。
50	設計業務に当たる	15		2	(4)	イ	(イ)	①	(b)	「平成14年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した」とありますが、当該期間に竣工した建物の設計実績と理解してよろしいでしょうか。	設計業務が完了していれば可とします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
51	設計業務に当たる者	15		2	(4)	イ	(イ)	①	(b)	入札参加者の参加資格要件の①設計業務に当たる者の要件として、収蔵庫を有するとありますが、ホール、劇場、音楽堂の場合、楽器を収納する等、舞台周りの倉庫をその対象と考えてよろしいでしょうか。	実績要件については、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設の実績を有することが望ましいと考えますが、ホール、劇場、音楽堂、図書館の実績の場合には、収蔵庫と同等の機能を有し、一定の温湿度管理および防火対策を行う諸室を収蔵庫と読み替えてください。
52	設計業務に当たる者	15		2	(4)	イ	(イ)	①	(b)	入札参加者の参加資格要件の①設計業務に当たる者の要件として、収蔵庫を有するとありますが、図書館の場合、閉架書庫をその対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 51をご参照ください。
53	工事監理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	③	(b)	入札参加者の参加資格要件の③工事監理業務に当たる者の要件として、収蔵庫を有するとありますが、ホール、劇場、音楽堂の場合、楽器を収納する等、舞台周りの倉庫をその対象と考えてよろしいでしょうか。	No. 51をご参照ください。
54	設計業務に当たる者	15		2	(4)	イ	(イ)	①	(c)	免震については方式は問わないと考えて良いか。	収蔵物・展示物の保護を目的として、基礎免震・中間階免震の選択は可とします。
55	建設業務に当たる者	16		2	(4)	イ	(イ)	②	(d)	監理技術者を専任で配置する期間は、建設工事の期間中（工事着手から竣工、引き渡しまで）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	建設業務に当たる者	16		2	(4)	イ	(イ)	②	(d)	3つの・、・博物館法に定める博物館相当施設、・博物館類似施設、・ホール、劇場、音楽堂、図書館 のなかで最低限いずれか一つの実績を有していればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	建設業務に当たる者	16		2	(4)	イ	(イ)	②	(d)	建設業務の実績要件の一つとして図書館が入っておりますが、図書館の閉架書庫も収蔵庫に該当すると考えてよろしいでしょうか。	No. 51をご参照ください。
58	建設業務に当たる者	16		2	(4)	イ	(イ)	②	(d)	「以下の施設の新築または増築～の実績があること」と記載がありますが、「博物館相当施設」、「博物館類似施設」、「ホール、劇場、音楽堂、図書館」これらの内のいずれかの実績が必要と考えても良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
59	建設業務に当たる者	16	2		(4)	イ	(イ)	②	(d)	<p>②建設業務に当たる者の入札参加資格要件として(d)の実績要件で、「平成14年4月1日（過去20年）から参加表明書の受付締切日までの間に完了した延床3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積）かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築（増築にあつては、増築部分の面積）にかかる建設業務の実績（元請に限る）があること」とあります。「以下の施設」の内、ホール、劇場、音楽堂、図書館の用途の場合はそれぞれの用途に付帯する収蔵庫に類する以下の倉庫（「収蔵庫」の表記ではないが機能は同等）でもよろしいでしょうか？</p> <p>収蔵庫に類する倉庫とは、ホール、劇場、音楽堂では貴重な楽器類、ピアノ等の保管庫等、図書館では貴重な古書、公文書を収納する貴重書庫等。</p>	No. 51をご参照ください。
60	工事管理業務に当	17		2	(4)	イ	(イ)	③	(b)	<p>入札参加者の参加資格要件の③工事監理業務に当たる者の要件として、収蔵庫を有するとありますが、図書館の場合、閉架書庫をその対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	No. 51をご参照ください。
61	維持管理業務に当たる者 文化観光等業務に当たる者	17 18		2	(4)	イ	(イ)	④ ⑤		<p>④と⑤の業務における入札参加資格要件について、「・・・以下の施設に関する1年以上の維持管理業務（もしくは文化観光等業務）の実績を有していること」について、契約上の業務履行期間が未だ継続中で現在も業務が続いている場合でも、当該業務を1年以上継続しておれば実績を有しているとの理解でよろしいでしょうか？</p>	ご理解のとおりです。
62	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)	<p>維持管理業務の実績とは総合管理の実績と考えてよろしいでしょうか。</p>	施設全体の維持管理業務（ただし、清掃業務のみ、環境衛生管理業務のみ等個別業務のみを除く）の実績があれば可とします。
63	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)	<p>業務実績の確認資料は何を想定されておりますでしょうか。</p>	契約書等の写しを想定しています。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
64	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)	<p>1年以上の維持管理業務の実績を有していること。とありますが、現在契約継続中の物件における実績でもよいという認識でよろしいでしょうか。</p>	No. 61をご参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
65	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	実績となる文化観光等業務の定義についてご教示ください。	文化観光業務、WEB業務、集客業務、インフォメーションラーニング業務、施設貸出業務、事務支援業務等のうち複数の業務実績があれば可とします。
66	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	文化観光等業務の実績とは、ホール・劇場・音楽堂・図書館等で文化事業を企画実施した実績という考え方でよろしいでしょうか。	No. 65をご参照ください。
67	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)	共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。とあるが、PFI事業・DB事業・総合評価入札においては、建設企業や運営会社が代表会社を務めることが大半となるため、担当する業務において、主体となるケースが証明(業務分担表など)できれば実績として取り扱われますでしょうか。	入札参加者の参加資格要件(業務別)で求められている業務の実績について、単独業務の契約ではなく複数業務からなる契約で契約当事者が複数となっている場合には、当該企業の業務であることが契約書等の写し等で証明されれば、当該企業の業務実績として認めます。
68	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	「共同企業体の構成企業としての実績は、・・・」とありますが、文化観光等業務を単独企業で実施している場合は参加資格要件を満たす、との理解でよろしいでしょうか。例えば、建設業務の比率が大きな事業の場合には、共同企業体の代表企業は建設会社となり、運営業務を別の企業が単独で担うケースが多々有ります。このようなスキームの運営実績を本事業に反映することは官民双方のメリットであり、実績要件として認めて戴けますでしょうか。	No. 67をご参照ください。
69	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	共創性を担保し、広く運営企業の知見を本事業に反映するため、「なお・・・限る。」を削除して戴くことは可能でしょうか。	「なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。」の削除は共同企業体の構成企業としての実績について出資比率を問わないことになり、出資比率が低い実績も認めることとなります。出資比率が低い実績を認めることは、業務実績が殆どない企業が業務に当たることに繋がる可能性がありますので、削除は行いません。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
70	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	共創性を担保し、広く運営企業の知見を本事業に反映するため、「なお・・・限る。」を削除して戴くことは可能でしょうか。	No. 69をご参照ください。
71	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(a)	「平成24年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、延床面積3,000㎡以上（対象用途部分に係る面積とする）の・・・」とあります。延床面積については複数館の合算面積で宜しいですか。	要件を満たしていない実績については、複数併せたとしても要件を満たしたとは認められません。
72	文化観光等業務に当たる者	18		2	(4)	イ	(イ)	⑤	(b)	「第5 2(1)イ 業務内容」に掲げる①③のいずれか1つの業務」とありますが③については観光案内所への人材派遣契約についても業務の実績を有しているとの理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。
73	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ	(イ)			「補充する構成企業または協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。」とありますが、補充する企業は入札参加資格確認基準日より前に参加資格を欠いていても、入札参加資格確認基準日に参加資格があれば問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	「ただし、…できるものとする。」については、県が取り扱うこともできるという規定であり、県が必ず取り扱うものではありません。なお、参加資格の受付締切日において参加資格を有していなかった企業を補充することはできません。
74	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ				入札参加資格を欠いた場合に違約金等が発生する恐れはあるのでしょうか。	入札公告時にお示しします。
75	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ	(ア)～(エ)			入札参加資格を欠いた企業がでた場合、他の構成企業・協力企業によって入札参加資格要件を代替できる場合は、補充と同様の解釈でよろしいでしょうか。	「入札参加資格を欠いた構成企業または協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業または協力企業を補充し、」については、入札参加資格を欠いた企業に代わって新たに入札参加資格を有する企業が参加するという考え方です。
76	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ	(ア)			参加資格の喪失について、開札日、落札者決定日、基本協定締結日、議会の議決日までのそれぞれの期間で設定がございます。補充する企業については、各々のフェーズを超えて、後で補充することも可能と考えてよろしいでしょうか。	入札参加者の構成企業または協力企業は、開札日、落札者決定日、基本協定締結日、事業契約に係る議会の議決日に参加資格を満たしている必要があります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
77	著作権 情報公開および情報提供	19 25		2 8	(4) (3)	オ	(ア)			県は、本事業の公表およびその他県が必要と認める場合、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できるものとする。とあるが、情報公開請求時等含め公表時には、事業者のノウハウに関わる内容については、使用しない(非公開)として考えてよろしいでしょうか。	情報公開請求への対応は、滋賀県情報公開条例に則って対応します。
78	S P Cの設立等の要件	20		2	(4)	カ	(イ)			記載事項の他、株主の権利関係や機関設計については事業者 に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、詳細は入札公告時にお示し します。
79	S P Cの設立等の要件	20		2	(4)	カ	(イ)			SPCを滋賀県内に設立すること、とありますが、本施設の供 用開始以降に、特別目的会社の本店所在地を本施設とするこ とは可能でしょうか。	構いません。
80	S P Cの設立等の要件	20		2	(4)	カ	(イ)			本施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょ うか	No. 79をご参照ください。
81	予想されるリスク と責任分担	21		3	(2)					別紙1 リスク分担表 ■共通段階内の物価変動リスクは水 光熱費についても物価変動によるコスト変動と認められるで しょうか。	入札公告時にお示しします。
82	維持管理段階	21		3	(3)	ウ				事業者の経営状況、財務状況の確認対象は、SPCを指すの か、それとも代表企業含む各構成企業、協力企業を指すの か。	本事業の実施に際し、県と事業契約を締結し、事業を実 施する特別目的会社を指します。
83	事業計画リスク	26								「県の責めに帰すべき事由」には、県議会において公募条件 と異なる議決等が行われた場合も該当するとの理解でよろし いでしょうか。本事象が「県の責めに帰すべき事由」に該当 しない場合、県議会に起因するリスク負担の方法について御 教示願います。	県議会の不承認は、県の責めに帰すべき事由には該当し ないと考えています。当該リスクはいずれの責めにも帰 さない事項として、原則双方の負担と考えます。なお、 詳細は入札公告時にお示しします。
84	契約締結リスク	26								契約締結リスクの項目において県、事業者双方の責めに帰す べき事由以外の理由による契約締結の遅延・中止となる場合 はとどのような場合が想定されますでしょうか？	現時点での具体的な想定はありませんが、個別事由に応 じて判断します。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
85	契約締結リスク	26								「県の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延・中止」は県の負担となっておりますが、負担方法についてご教示下さい。合わせて「上記以外の理由による契約締結の遅延・中止」については、県および事業者の負担となっておりますが、想定される理由および県の負担方法についてご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
86	法令変更リスク	26								法令変更リスク 直接関係しない法令であっても、間接的に関係する場合不可抗力と認められる場合は、協議と考えるよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
87	法令変更リスク	26								法令等変更・新規立法の成立について、県が負担者となっている「本事業に直接関係する法令」と、事業者が負担者となっている「上記以外の法令」とは、具体的にお示し頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
88	税制制度変更リスク	26								事業所税について、SPCを大津市に設立する場合、本事業は指定管理者として実施し、維持管理期間のSPCの総収入に対して、サービス対価が50%を超過する場合、事業主体は貴県にあると考え、SPCに課税される資産割について本施設は非課税という理解で宜しいでしょうか。	事業所税については、応募者が直接ご確認ください。
89	住民対応リスク	26								本事業自体に対する反対等の住民対応リスクについては、「上記以外のもの」として県にてリスク負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	環境影響リスク	26								「事業者が行う業務に起因するもの」について、通常、騒音・振動・光・臭気などが考えられますが、善管注意義務を果たしている場合は県にてリスク負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は県の負担とします。詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
91	第三者賠償リスク	27								第三者損害の賠償について、事業者が善管注意義務を果たしていても避けることのできない事由によるものについては、「事業者の責めに帰すべき事由による第三者への損害によるもの」にはあらず、「不可抗力リスク」に該当し、県が主にリスクを負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。	不可抗力に該当するかは個別の事象に応じて判断しますが、第三者による施設損傷は、通常不可抗力には含まれません。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
92	第三者賠償リスク	27								第三者賠償リスクについて、県、事業者のいずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、県、事業者との協議により決定との理解で宜しいでしょうか。また、事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由については、事業者側では対応できないことから、県、事業者の協議にて決定するとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
93	不可抗力リスク	27								新型コロナウイルスのような世界的な疾病等も、不可抗力に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するかは個別の事象に応じて判断します。なお、不可抗力に該当をしない場合で、県の判断や指示により、利用者数や営業時間の制限等をせざるを得なくなった場合は、原則、県の責めに帰すべき事由と考えますが、詳細については協議することとします。
94	不可抗力リスク	27								県の判断や指示により、利用者数や営業時間の制限等をせざるを得なくなった場合は、不可抗力には含まず、県の責めに帰すべき事由として処理され、リスクの主分担は貴県となり、一定の範囲内での事業者の従負担は基本的に無いという理解で宜しいでしょうか。	不可抗力に該当をしない場合で、県の判断や指示により、利用者数や営業時間の制限等をせざるを得なくなった場合は、原則、県の責めに帰すべき事由と考えますが、詳細については協議することとします。
95	不可抗力リスク	27								不可抗力リスクについて、施設利用者などの第三者による施設の汚損・損壊によるものも、不可抗力とみなしていただけると考えてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するかは個別の事象に応じて判断しますが、第三者による施設損傷は、通常不可抗力には含まれません。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
96	不可抗力リスク	27								不可抗力リスクには、今般の新型コロナウイルスといった疫病は含まれますでしょうか。	No. 93をご参照ください。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
97	不可抗力リスク	27								「不可抗力」の内容として「暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等」が挙げられていますが、新型コロナウイルス等の感染症の拡大も不可抗力に含まれると考えてよろしいでしょうか。	No. 93をご参照ください。
98	不可抗力リスク	27								新型コロナ等の感染症またはウクライナ危機等地政学リスク等による物品の納期遅延、工期遅延が生じる場合には、工期延長を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
99	不可抗力リスク	27								不可抗力リスクについては下段の「※1」で「県が主にリスク負担するが、損害を最小限にとどめる経済的な動機付けを与えるため生じた損害又は増加費用の一部については事業者も負うものとする」とありますが、事業者負担の割合を具体的にお願いします。	入札公告時にお示しします。
100	不可抗力リスク	27								不可抗力リスクについて、「県が主にリスク負担するが、損害を最小限にとどめる経済的な動機付けを与えるため生じた損額または増加費用の一部については、事業者が負うものとする」となっております。建設および維持管理段階においての想定される事業者の負担についてご教指示下さい。	入札公告時にお示しします。
101	不可抗力リスク	27								※1に記載の「損害または増加費用の一部」を具体的に御教示願います。	入札公告時にお示しします。
102	物価変動リスク	27								物価変動の基準となる日は 入札書提出日と考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
103	物価変動リスク	27								「※2」見直しの際には起算基準日を設けることとし、見積もりの合理的な基準日として入札提出書類（提案書）の提出締切日を起算基準日としていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。
104	物価変動リスク	27								材料等の価格高騰などで、入札時と比べ工事費が増加した場合のリスク負担は県と考えるとよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
105	物価変動リスク	27								物価変動リスクにおいては、「※2」より「変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しを行うことを想定し、事業者を従分担とする」とありますが、具体的に変動リスクに応じたサービス対価の見直しの基準をご教示願います。また事業者の従分担の内容を具体的にお示し願います。	入札公告時にお示しします。
106	物価変動リスク	27								「※2物価変動については変動の一定幅を基準に～」とありますが、想定されている「一定幅」をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
107	物価変動リスク	27								「※2物価変動については変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しを行うことを想定し、」とありますが一定幅とはどの程度をお考えでしょうか。	入札公告時にお示しします。
108	物価変動リスク	27								物価変動に使用する計算式や指標の想定を御教示ください。	入札公告時にお示しします。
109	物価変動リスク	27								物価変動リスクには、人件費変動リスクも含まれておりますでしょうか。含まれていない場合、県と事業者における分担内容をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
110	測量・調査リスク	27								測量・調査リスクにつき、県が実施した測量・調査等に過去の埋蔵文化財調査も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	用地リスク	27								用地リスクの計画用地中の障害物については、埋蔵文化財も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	用地リスク	27								当該項目のリスクは県負担となっておりますが、そのリスクを解消するための増加費用及び工期延長も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
113	開館遅延リスク	27								例年がない大型台風、地震等の自然災害等、またテロ行為・紛争等、事業者起因しないリスクは、増加費用及び工期延長を含め、県のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。なお、ご記載の事象が不可抗力に該当する場合には、不可抗力リスクとして判断することになります。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
114	■維持管理段階	28								開館準備段階におけるリスク分担は「■維持管理段階」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「開館準備・維持管理段階」に修正します。
115	施設損傷リスク	28								県・事業者ではない第三者の責による施設の損傷リスクについてのリスク分担はどのようにお考えでしょうか。	入札公告時にお示しします。
116	施設損傷リスク	28								施設損傷リスクにおいて、事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷に関するものは事業者負担となっております。但し、事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由については、事業者側では対応できないことから、県、事業者の協議にて決定するとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
117	施設瑕疵リスク	28								「契約不適合責任に係る権利行使期間」について、具体的に御教示願います。	入札公告時にお示しします。
118	展示品等管理リスク 収蔵品管理リスク	28								展示品等管理・収蔵品リスクについて、事業者が負担するリスクのうち、「事業者の責めに帰すべき事由」とは「善管注意義務を怠った場合の維持管理」という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	需要変動リスク	29								昨今のコロナに代表される感染症等の原因により結果的に来館者の一時的な需要変動が生じた場合は、■共通段階の不可抗力リスクの考え方が適用されるとの理解でよろしいでしょうか？	不可抗力に該当するかは個別の事象に応じて判断します。
120	需要変動リスク	29								県と事業者の双方に負担者の「○」が記載されていますが、リスク負担について具体的に御教示願います。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
121	需要変動リスク	29								別紙1 リスク分担表内「需要変動リスク」において、来館者数等の需要変動（独立採算事業を除く）に伴うものとして、事業者にも「○」となっていますが、独立採算事業以外で民間事業者が負うリスクとはどのようなものを想定しているかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
122	技術革新リスクの ついて	29								施設・設備が陳腐化した場合でも、品質・性能が確保できていれば、県の指示があるまで更新不要という理解でよろしいでしょうか（県が指示した場合は県負担）。	本事業の要求水準が満たされる場合にはご理解のとおりです。ただし、ご提案を妨げるものではありません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
123	用語の定義									「用語の定義」 実施方針等や入札説明書等の定義には、各質問回答なども正式な書類として含まれると考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。以下のとおり用語の定義を修正します。 「実施方針等」は具体的には、実施方針、要求水準書（案）および質問・意見への回答をいうものとします。 「入札説明書等」は具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、入札までに公表されたそれらの修正、質問および意見への回答および対話結果をいうものとします。
124	本施設の位置づけ等	3	第1	2	(3)					博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。 との記載ですが、登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設いずれの想定をされているのでしょうか。	No.1をご参照ください。
125	設計・建設期間	4	第1	5	(1)					設計・建設期間が令和5年（2023年）10月から令和9年（2027年）3月末とあり、延べ42か月間となっているが 設計期間と建設期間各々の期間の定めは無いものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
126	敷地面積	5	第1	6	(2)					敷地東側に隣接する管理用通路（幅6.0M）を設けるとありますが、p-58の外構計画から国宝、美術品等文化財の車両の搬出入ルートと考えておりますが、車両の転回については事業用敷地に入って行えるようなスペース確保をする必要があるとの考えでよろしいでしょうか？	搬出入用車両の転回については、管理用駐車場の車両を一時的に移動させるなどの運用は可能とします。
127	敷地面積	5	第1	6	(2)					敷地東側に隣接する管理用通路（幅6.0m）を設けるとのことですが、この管理用通路と敷地の境界線は隣地境界線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。管理用通路は、本事業の敷地面積に含めないこととし、隣地扱いとします。要求水準書（案）を修正します。
128	施設規模	6	第1	7	(1)					下限値については95%以上と定められていますが、部門面積が95%以上確保されていれば、延床面積を可能な限り縮減し、総建設工事費を抑えるため、延床面積の下限値を定めないことに出来ないのでしょうか。	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
129	基本的な考え方	10 11	第1 第1	9 11	(1)					「施設整備体制、開館準備体制、維持管理体制、文化観光等体制、本事業の責任体制、県との連絡体制について、必要に応じて適宜見直しを行うこと」と記載がありますが、見直しに応じて対価の変更協議も可能でしょうか。	要求水準の変更が伴う場合には要求水準書（案）第13に基づいて協議を認めます。
130	県との調整	10	第1	9						県が出席を要請した会議には出席すること、とありますが、要求水準より読み取れる範囲を超える会議出席については、協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	構いません。
131	基本的な考え方	11	第1	11	(1)					県職員の想定している出勤時間をご教示いただけますでしょうか。	想定している勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分です。
132	基本的な考え方	11	第1	11	(2)					県の人員体制の記載がございますが、現地点で各部門何名の配置を想定されておりますでしょうか。	休館前の琵琶湖文化館の配置人数は11名でしたが、（仮称）新・琵琶湖文化館の配置人数は未定です。
133	県の人員体制	11	第1	11	(2)					県の人員体制につき、それぞれの部門の人数は概算でも示される予定でしょうか。	No. 132をご参照ください。
134	県の人員体制	11	第1	11	(2)					県の人員体制図が記されていますが、配置される人数は別資料にあります閉館前の11名程度になりますでしょうか？または異なる考えをされる予定でしょうか。	No. 132をご参照ください。
135	県の人員体制	11	第1	11	(2)					参考情報として、旧施設（閉館前）の体制の人件費、業務費等運営に掛かっていた支出額を開示していただきたい。	休館前の琵琶湖文化館の職員配置は11名です。なお、支出額については開示しません。
136	事業者の人員体制 責任者の配置	11	第1	11	(3)					旧文化会館での維持管理に関する実施体制を知りたく、仕様書を開示いただけますでしょうか。	仕様書の保存期間終了により提供できませんので、No. 135をご参照ください。
137	事業者の人員体制 責任者の配置	11	第1	11	(3)					各業務責任者は常駐が必須になりますでしょうか。	各業務責任者の施設内における常駐は必須とはしませんが、常に当該責任者と即時連絡が取れ、県の指示に基づいて、業務の指揮・指示が可能であることを求めます。また、施設内に常駐しない場合にも、業務担当者との適切な連携が取れる体制をご提案ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
138	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				「やむを得ない理由で統括責任者を変更する場合には、とありますが、やむを得ない理由として認められない例示をお願いいたします。	現時点での具体的な想定はありませんが、理由により判断します。
139	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				「施設整備期間、維持管理期間の統括責任者の変更を認めるが～」とありますが、開業準備期間はどちらに入るのでしょ うか。	開館準備期間は施設整備期間とみなします。要求水準書（案）の該当箇所を修正します。
140	業務責任者の配置	11	第1	11	(3)	ア				建設業務責任者を専任で配置する期間は、建設工事の期間中（工事着手から竣工、引き渡しまで）という理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
141	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				直接雇用する正社員とありますが、有期雇用の社員でも認め られるのでしょうか。	期間の定めのない労働契約を締結する労働者で、派遣労働者ではない労働者としてします。
142	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				各業務責任者は、それぞれ事業者または各業務を担う企業が 直接雇用する正社員を配置とありますが、「直接雇用する正 社員」とはどのような条件でしょうか。労働契約に期間の定 めがなければよいでしょうか。	No. 141をご参照ください。
143	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				正社員が事業期間中に定年を迎えた場合でも資格を失わない ものと考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
144	業務責任者の配置	12	第1	11	(3)	ア				正社員が定年後に会社の規定上1年契約の再雇用となるばあ い、正社員という考え方でよろしいでしょうか。	不可とします。
145	業務担当者の配置	12	第1	11	(3)	イ				共通ユニフォームの着用とありますが、文化観光等業務にお いては施設の開館後であり、開館準備期間中は含まれないと いう理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	業務担当者の配置	12	第1	11	(3)	イ				「共通ユニフォーム等を着用」とありますが、仕様などは問 わないと考えてよろしいでしょうか。また、共通ユニフォー ムは事業者の人員にのみ充足と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	記載項目	16	第1	12	(3)	イ				業務報告書の日付は提出日の記載で良いのか（月報：対象月 末日／年報：対象年度最終月末日）ご教示下さい。 また、報告書鑑への押印要否についてもご教示ください。	いずれも事業契約締結後に決定します。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
148	基本的な考え方	16	第1	14	(1)					「県が選定する次期事業を実施する者へ円滑に引継ぎを行うこと」とありますが、引継ぎの時期、期間についてはいかがお考えでしょうか。	現時点での具体的な想定はありません。
149	具体的な手順	16	第1	14	(2)					建物劣化調査報告書を県に提出を求められていますが、その調査及び保全の内容に関わる費用は事業者の負担でしょうか。	ご理解のとおりです。
150	修繕に関する事項	17	第1	14	(2)	ア				供用開始から10年を経過した時点で作成した事業期間終了後30年間の長期修繕計画を時点修正し、とありますが、業務計画書記載項目は維持管理・運営期間中の長期修繕計画であり、事業期間終了後から15年間の修繕計画を提出する時期が不明です。いつ提出するかをお教えてください。	事業者は①事業期間中の修繕計画、②事業終了後から30年間の修繕計画を業務計画書として策定し、供用開始10年後に②を時点修正してください。 要求水準書（案）の該当箇所は修正します。
151	修繕に関する事項	16	第1	14	(2)	ア				1年前までに建物劣化調査等を実施の上とあるが、費用は事業者という認識でよろしいでしょうか。 また、必要な修繕を実施するものとあるが、同様の認識でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
152	保険	17	第1	15	(1)					収蔵庫や展示室の資料に対する保険は、県の直接の契約となり、サービス対価に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	保険	17	第1	15	(1)					収蔵庫や展示室の資料に対する保険がサービス対価に含まれる場合、保険料の積算根拠となる評価額等の資料や、現状加入されている保険等の実績値などについて、入札公告時にお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	No. 152をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
154	保険	17	第1	15	(1)					県主体のイベントの開催において、具体的な開催規模・内容・回数の想定をお示してください。付保する保険の費用については、県がサービス対価外で都度確保し、保険の加入手続きのみPFI事業者が担うという理解でよいでしょうか。	前段については、「参考資料3 現施設における利用実績」をご確認ください。 後段については、県が加入する保険はサービス対価に含まず、当該手続きも事業者の業務範囲外とします。なお、事業者が加入すべき保険はサービス対価に含まず。事業者が加入すべき保険の詳細については、入札公告時にお示しします。
155	建設業務に係る保険	18	第1	15	(1)	ア	(ア)			「事業者は火災保険を付保すること」とありますが、建設工事期間中における工事目的物の損害を担保する保険として建設工事保険を付保するとの理解でよろしいでしょうか。（火災保険は、施設引渡後、県にて付保されるとの理解でよろしいでしょうか。）	事業者が加入すべき保険の詳細については、入札公告時にお示しします。
156	維持管理・文化観光等業務に係る保険	18	第1	15	(1)	ア	(イ)			加入する損害賠償責任保険の賠償額の基準はございますか。	事業者が加入すべき保険の詳細については、入札公告時にお示しします。
157	維持管理・文化観光等業務に係る保険	18	第1	15	(1)	ア	(イ)			維持管理・文化観光等業務に係る保険について、保険の賠償額の設定について、指定がございますでしょうか。	事業者が加入すべき保険の詳細については、入札公告時にお示しします。
158	非常時、緊急時の対応	18	第1	15	(2)					非常時、緊急時に、当施設は指定避難所、広域避難場所等の指定はないと考えてよろしいでしょうか。	No.4をご参照ください。
159	非常時・緊急時の対応	18	第1	15	(2)					通常の通信手段が使用できない場合を想定とあるが、固定電話と言う認識で宜しいでしょうか。 また、予め県と協議を行いとあるが、県の方で防災無線など特別なツールはありますか。	ご理解のとおりです。
160	地域性	21	第2	1	(2)	ア	(ア)			県内産の木材、県産材（CLT、LVLを含む）の積極的な活用に向け、事前に木材供給に関する確認等が行える機関はありますか。	滋賀県森林組合連合会が相談窓口となります。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
161	地域性	21	第2	1	(2)	ア	(ア)			施設利用者への駐車料金について、公共施設であることを踏まえ、また入館者数の増加の視点からも料金の減免に対しては県が管理者へ交渉を行っていただけたらと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	景観	21	第2	1	(2)	ア	(イ)			近接するシンボル緑地とはどの部分・範囲を示すのかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
163	景観	21	第2	1	(2)	ア	(イ)			周辺環境の景観と調和に関して、「西側の標高の高い地点」とありますが、具体的な地点の想定がありましたらご教示ください。	具体的な想定はありませんので、事業者にて判断してください。
164	省エネルギー・省資源	21	第2	1	(2)	イ	(ア)			要求水準に基づく性能を満足する仕様として設計した結果、ZEB-Readyが取得できない場合はどのように対応すればよいでしょうか。	ZEB-Ready実現を要求水準としています。
165	エコマテリアル	23	第2	1	(2)	ウ	(エ)			「水害発生時の浸水想定は1.0mとする」とありますがそれを超える浸水に関しては不可抗力ととらえてよろしいでしょうか。	不可抗力となるかは、その事象が発生した場合に判断することとなりますので、現時点では回答できません。
166	地震対策	23	第2	1	(2)	ウ	(ア)			事業予定地の最大想定震度は「震度7」とする記載がありますが、これは建築基準法に即した地震動（極めて稀に発生する地震動）と考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	地域性	25	第2	1	(2)	オ	(ア)			「騒音の抑制および室内音環境の向上に努めること」とありますが、特に数値的な基準は求めないと考えてよろしいでしょうか。	展示室、研究室、講堂、研修室など、特に静寂性が求められる諸室については、官庁施設の基本的性能基準をはじめ、関連する基準に基づき、適切な環境とさせていただきます。
168	情報化対応性	26	第2	1	(2)	オ	(キ)			「IoT等の先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコストの削減などの観点から、積極的に導入」とありますが具体的な内容については事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。あるいは要求水準で示される予定でしょうか。	事業者の提案事項とします。
169	地盤状況	29	第2	1	(3)	ウ				地盤状況について、設計業務の実施にあたり選定事業者が自ら地質調査を行うこととありますが、箇所数や調査深度は適宜判断することとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
170	地盤状況	29	第2	1	(3)	ウ				「付属資料10地盤関連資料」に示す以外の地中障害物等の影響により工事費または工期に影響が生じる場合には、工事費の増額または工期延長を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しした資料等では予測できなかった埋蔵文化財や地中障害物、土壌汚染等の建設障害が本敷地に発見された場合の取扱いについては、入札公告時にお示しします。
171	埋蔵文化財	29	第2	1	(3)	エ				「工事中、新たに遺構・遺物が発見された場合は、工事計画の変更等がある場合には、県と協議を行うこと。」とありますが、新たな遺構・遺物の影響により工事費または工期に影響が生じる場合には、工事費の増額または工期延長を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 170をご参照ください。
172	大津港港湾区域	29	第2	1	(3)	オ				「施設整備に当たり・・・個別具体的に県と細部まで十分に協議し」とありますが、提案段階で県やその他関係者と協議することは可能でしょうか。	設計段階における協議とします。
173	施設構成	30	第2	1	(4)	ア				展示室総面積800㎡とあるが、付属資料4の2Pで「展示室共通」の面積が850であり、展示室1-2の合計値より大きい値が示されている。要求水準書に記載の800㎡の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	施設構成	30	第2	1	(4)	ア				付属資料4の2Pには「映像・音響室」および「同時通訳ブース」が含まれていませんが、要求水準書を正とする認識でよろしいでしょうか。諸室リストのような室水準はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。なお、映像・音響室および同時通訳ブースは講堂内に設置することを想定しています。後段について、映像・音響室および同時通訳ブースは、諸室リストのような室水準はありません。同時通訳ブースについては、No. 175をご参照ください。
175	施設構成	30	第2	1	(4)	ア				情報発信・交流部門に同時通訳ブースとありますが、これは講堂を想定してよろしいでしょうか。また、同時通訳の機能があれば、ブースをつくる必要はありませんでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、公的な国際会議における同時通訳に必要なとされる機能を講堂に想定しています。なお、詳細は入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
176	施設構成 情報発信・交流部門	30 54	第2	2	(5)	エ				「同時通訳ブースを設置する。」とありますが、要求水準に至った背景、想定利用目的などを伺えますか。また想定設置場所（講堂内外）並びに同時通訳機材の用意についても考え方をご明示ください。	質問No. 175をご参照ください。
177	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					西側の管理通路・北側の歩行者空間の整備範囲および仕様については事業者提案との認識で宜しいでしょうか	「西側」は「東側」に修正します。範囲は入札公告時に事業用地図に示す範囲とします。各部の仕様は要求水準の適用基準や周辺状況を参照の上、事業者提案との認識で問題ありません。
178	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					「事業予定地が面している南北の道路の間には」の南北の道路は、どの道路を指していますか。	事業用地図に示す道路です。
179	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					「文化財搬出入用トラックは、北側ロータリーから敷地内へアクセスする計画とする」とありますが、トラックの出入りの頻度及び時間帯の想定はございますでしょうか。	現時点での具体的な想定はありません。
180	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					閉館時（夜間等）における展示物の入れ替えや搬出入は想定されておりますでしょうか。	展示物の入れ替えや搬出入は原則として日中行う予定ですが、やむを得ず夜間の搬出入となる可能性はあります。
181	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					文中5段目、事業予定地西側の管理通路とありますが、事業用地東側の管理通路と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「西側」は「東側」に修正します。
182	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					「事業予定地西側の管理通路」とありますが、範囲等の想定計画がありましたらご教示ください。	西側を東側と読み替え、施設管理用・搬出入用車両の通行に利用します。
183	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					事業予定地西側の管理通路とは、東側の6mの管理通路と解釈してよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
184	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					三つ目の・で、幅員6mの管理通路整備を行う予定である。とありますが、管理通路の性格をお教えてください。一般来客や車等の利用は不可ということでしょうか。	施設管理用・搬出入用車両の通行に限定し、一般来客の車両等は利用できません。
185	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					五つ目の・で、事業予定地西側の管理通路および北側の歩行者空間は～事業者が行う。とありますが、詳細（位置、幅、延長等）をお教えてください。	No. 177を参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
186	配置計画・動線計画	31	第2	2	(1)					六つ目、八つ目、14個目の・部分をもう少し詳細に説明をお願いします。	入札公告後の質問の際に、詳細な説明を希望される個所および内容について、具体的にご質問ください。
187	階層構成・断面計画	32	第2	2	(2)	イ				文化財緊急保管庫は1階の搬入ゾーンを想定されているようですが、付属資料4の表では必ず2階以上に配置とあります。1階の搬入ゾーンに配置と解釈してよいのでしょうか？	1階の搬入ゾーンを正とします。
188	階層構成・断面計画	32	第2	2	(2)	イ				五つ目、六つ目の・部分をもう少し詳細に説明をお願いします。	入札公告後の質問の際に、詳細な説明を希望される個所および内容について、具体的にご質問ください。
189	配置計画・動線計画	32	第2	2	(1)					「来館者の動線計画に当たっては、県及び周辺施設管理者との協議をすること」とありますが、提案書作成の段階で県及び周辺管理者との協議をすることは可能でしょうか。	不可とします。入札公告後の入札説明書等に関する質問および競争的対話の際にご質問ください。
190	配置計画・動線計画	32	第2	2	(1)					入札前での駐車場管理者との協議は 令和5年2月の競争的対話において設けていただくとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告後の入札説明書等に関する質問および競争的対話の際にご質問ください。なお、屋上部分を含む大津港地下駐車場は追加過重を受けられる設計となっていないことから、駐車場における構造物新設は認めません。エントランス部分についても過重は事業地側で受ける設計としてください。「付属資料12 大津港地下駐車場図面」を修正します。
191	階層構成・断面計画	32	第2	2	(2)	イ				「琵琶湖氾濫による浸水対策として、大津港地下駐車場からアクセスできる高さを1階のフロアレベルとして計画する」とありますが、大津港地下駐車場B1FLからではなく、P1Fからのアクセスと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	意匠計画	33	第2	2	(2)	ウ				穴太衆石積みほどの程度まで類似の再現として良いのでしょうか？	近江の伝統技法・意匠の活用は事業者において積極的に検討してください。なお、穴太衆石積みについての具体的な活用方法は事業者のご提案によります。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
193	サイン計画	34	第2	2	(2)	カ				「～敷地周辺のエリアにおいて、本施設までの主要ルートや周辺主要道路の各所における誘導・案内標識を、関係機関と調整の上設置する。」とありますが、関係機関先をご教示下さい。	県流域政策局、大津土木事務所、滋賀県道路公社、滋賀県公安委員会等を想定していますが、詳細は契約後の県との協議になります。
194	サイン計画	34	第2	2	(2)	カ				敷地周辺のエリアにおいて、本施設までの主要ルートや周辺主要道路の各所における誘導・案内標識を設置する、とありますが、これらは道路等に面した敷地内にサインを設置し本施設のエントランスに誘導するという意図と解釈してよいでしょうか？ 敷地外の設置の場合、場所や個数など具体的なイメージをご教示ください。	入札公告時にお示しします。
195	サイン計画	35	第2	2	(2)	カ				「全館案内板及び各階案内板については視覚障害者対応とする」とありますが点字以外の対応については提案として、要求水準としては求めないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおり、事業者提案とします。
196	構造安全性	35	第2	2	(3)	ア				「構造体はI類相当とし、免震構造を採用」とありますが、免震展示ケース、免震台を設けることなどにより、I類相当で制振・耐震構造とした提案をすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
197	構造安全性	35	第2	2	(3)	ア				「免震層の位置は提案によるものとする」とありますが、収蔵・展示関連機能等重要諸室以外の部分を免震外へ計画する提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
198	構造安全性	35	第2	2	(3)	ア				サイト波を含めた模擬地震動による構造解析で安全性を確認することは、事業予定地の最大想定震度「震度7」をふまえた地震対策に該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご質問の震度を含め、本施設で想定される適切な地震への対策、安全性を考慮してご提案ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
199	電灯設備	36	第2	2	(4)	ア	(イ)			「各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。」とありますが、電源の入り切り程度で調光までは事務室での管理は求めないということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	電灯設備	36	第2	2	(4)	ア	(イ)	a		「吹抜等高所にある器具に関しては、電動昇降装置等にて容易に保守管理ができる」とありますが「高所」の目安はございますでしょうか。LEDなどの高寿命化に伴い昇降不要という考え方もありますでしょうか。	高所の目安は特にありませんので、将来的な電灯設備の保守管理の際に、容易にかつ安全に作業できる仕様としてください。
201	構内電話設備等	37	第2	2	(4)	ア	(イ)	g		構内電話設備等「必要に応じた回線数」とありますが、県でご使用の回線数もしくは現時点での県職員の想定人数をご教示ください。	現時点での具体的な想定はありません。
202	構内情報通信網設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	h		LAN機器・配線の設備は、諸室リストにはLAN(職員用)と記載がありますが、県職員用でしょうか。事業者のスタッフも利用することを想定していますか。	事業者スタッフを含みます。
203	構内情報通信網設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	h		LAN(職員用)が県職員専用の場合、維持管理・文化観光業務において事業者スタッフが必要なLAN(またはWi-Fi)は別途整備すると思えばよいでしょうか。	No. 202を参照ください。
204	構内情報通信網設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	h		利用者が接続できるように各室にWi-Fi環境を整備することとありますが、県職員が業務上館内でWi-Fiを利用することは想定していないでしょうか。事業者のスタッフが館内でWi-Fiを維持管理・文化観光業務を実施するにあたり利用する場合は、県職員や利用者とは別系統のWi-Fi環境を用意すればよいでしょうか。	前段については、職員も利用することを想定しています。後段については、職員および事業者用、利用者用を別系統とします。
205	情報表示設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	i		親子時計の仕様のご指定あればご教示ください。	事業者提案とします。
206	情報表示設備	38	第2	2	(4)	ア	(イ)	i		デジタルサイネージの台数、仕様などご指定があればご教示ください。もしくは募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
207	太陽光発電設備	39	第2	2	(4)	ア	(イ)	r		太陽光発電設備を設置することとありますが、容量の最低値など条件があればご教示ください。	ご提案によります。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
208	太陽光発電設備	39	第2	2	(4)	ア	(イ)		r	太陽光発電設備の容量などは募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	No. 207を参照ください。
209	防犯管理設備	39	第2	2	(4)	ア	(イ)		m	「録画時間等は、後日映像を確認するのに支障のない程度のものとする。」とありますが、できましたら具体的な日数、時間等（直近●日分、●時間分等）をお示しいただけないでしょうか。	2週間分とします。
210	排水設備	41	第2	2	(4)	ウ	(イ)		b	県が公共下水道を整備する時期はいつ頃をお考えでしょうか。	公共下水道の整備状況については、「付属資料9 インフラ整備状況」をご確認ください。要求水準書p. 28に記載している通り、各インフラ事業者と協議の上、事業者にて接続工事を行ってください。なお、該当箇所に関しては要求水準書（案）より削除します。
211	収集・保管部門	43	第2	2	(5)	ア				「温湿度推移を監視し、収蔵品にとって適切な温湿度環境が維持できるのであれば、24時間空調としなくてもよい。」という内容が各所ありますが、付属資料4諸室リストでの「空気間欠運転」のレベル設定と食い違う場合がございます。要求水準書付属資料3 諸室リスト記載のレベル設定を基準と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。諸室リスト記載のレベル設定における性能は確保してください。ただし温湿度管理を監視し、収蔵品にとって適切な温湿度管理が可能であれば、維持管理業務において24時間空調としなくてよい、という意図です。
212	収集・保管部門	43	第2	2	(5)	ア				温湿度に関する記載のただし書きに「金工キャビネット内」とありますが、頁44 収蔵庫2「金工品用に温湿度を管理することのできる収納棚」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	収集・保管部門	43	第2	2	(5)	ア				収蔵庫前室1について、収蔵庫1と収蔵庫2あるいは収蔵庫3の共用とすることは可能でしょうか。 （仮称）新・琵琶湖文化館基本計画 P47. 4. 機能関連図では、彫刻・工芸資料収蔵庫と絵画・書跡・典籍資料収蔵庫の前室が共用とされています。	計画により、収蔵庫1と収蔵庫2あるいは収蔵庫1と収蔵庫3の前室を共用とすることは可とします。ただし、すべての収蔵庫の前室を共用とすることは不可とします。
214	収集・保管部門	43	第2	2	(5)	ア				収蔵庫前室および点検室に配置する「大型作業台」の指定寸法があればご教示ください。	「付属資料13 什器・備品リスト」をご確認ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
215	収集・保管部門	44	第2	2	(5)	ア				収蔵庫3は庫内を2室に分割できる計画とする、とありますが、スライディングウォールなどの移動間仕切りにより随時間仕切れるようにする必要があるのか、将来的に壁面を追加できるようにしておくのか、など意図をご教示ください。	移動間仕切りの設置や将来的な壁面の追加ではなく、収蔵庫3への出入口は共用として、掛軸用と屏風用の収蔵室を2室確保するという意図です。管理のしやすさや収蔵庫設備の形状などの違いを考慮したためです。
216	収集・保管部門	44	第2	2	(5)	ア				収蔵庫前室1及び収蔵庫前室2の大型作業台はどのようなものを想定されておりますでしょうか。	質問No. 214を参照ください。
217	収集・保管部門	45	第2	2	(5)	ア				収蔵庫前室2に関して、45ページにおいて面積が50㎡となっておりますが、付属資料4諸室リストにおいては75㎡となっているため、どちらが正しいかご教示ください。	75㎡を正とします。付属資料4を修正します。
218	収集・保管部門	47	第2	2	(5)	ア				文化財緊急保管庫を2室設けるとありますが、2室と前室を合計して100㎡と解釈してよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
219	収集・保管部門	47	第2	2	(5)	ア				文化財緊急保管庫には被災文化財を適切に処置するための設備を検討する、とありますが、具体的にどのような設備を想定されておりますでしょうか？	「付属資料13 什器・備品リスト」の文化財緊急保管庫の欄にある設備に加え、文化財対応の空気清浄機を想定しています。付属資料13を修正します。
220	収集・保管部門	48	第2	2	(5)	ア				トラックヤードと管理エリアの床レベルに段差が生じる場合に必要とされるリフターの大きさに指定がございましたら、ご教示ください。	1.0m×1.4m程度、積載荷重500kg程度とします。
221	収集・保管部門	48	第2	2	(5)	ア				上記にて、床レベルとしてはトラックヤードと荷解室の間に荷下ろしを円滑に行うための段差を設けるとあり、管理エリアからは一旦荷解室を経由してトラックヤードに至る経路があれば良いでしょうか？その場合、管理エリアと荷解室の床レベルに段差が生じる場合に、リフターが必要と解釈すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
222	収集・保管部門	50	第2	2	(5)	ア				収蔵品の中で、特段、保管温湿度・保管方法に気をつけなければならない物等はございますでしょうか。	特記事項はありませんが、要求水準を満たし、適切な保管温湿度・保管方法をご提案ください。
223	諸室計画	50	第2	2	(5)	イ				展示室全般に「天井は、吊り下げ展示が可能な強度と構造とする」とありますが、想定される荷重や範囲をご教示ください。	垂れ幕等による展示を想定しています。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
224	諸室計画表 展示室1、2	51	第2	2	(5)					壁面展示ケースに関する要求水準は「付属資料1 5 壁面ケース・移動ケース」（未公開）によるほか、募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	令和4年7月13日に滋賀県HPにて公表しておりますのでご確認ください。
225	諸室計画表 展示室1、2	51	第2	2	(5)					7月13日現在で未公開の「付属資料1 5 壁面ケース・移動ケース」に関する質疑は別の期間を設けて受け付けていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告後の入札説明書等に関する質問の際にご質問ください。
226	展示部門	51	第2	2	(5)					展示室1、2のうち壁面展示ケースの奥行可変式の部分のサイズのご指定はありますでしょうか。	「付属資料13 壁面ケース・移動ケース」をご確認ください。
227	諸室計画表 スタジオ	52	第2	2	(5)					スタジオの必要設備など要求水準は付属資料1 3 什器・備品リスト（未公開）によるほか、募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	令和4年7月13日に滋賀県HPにて公表しておりますのでご確認ください。
228	諸室計画表 スタジオ	52	第2	2	(5)					7月13日現在で未公開の「付属資料1 3 什器・備品リスト」に関する質疑は別の期間を設けて受け付けていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告後の入札説明書等に関する質問の際にご質問ください。
229	調査・研究部門	52	第2	2	(5)	ウ				資料室は2階以上に設置とある一方で研究室と近接要望があります。研究室は事務室および館長室と近接要望があるため、事務室および館長室等は2階以上とすることも可能と解釈すればよいでしょうか？ または、設置階が異なってもエレベーターを介して水平移動距離が短ければ近接とみなすと解釈すればよいでしょうか？	いずれもご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
230	情報発信・交流部門	53	第2	2	(5)	エ				インフォメーション・ラーニングゾーンは、フローティングスクールの開催場所として想定とありますが、琵琶湖周遊のうみのこに乗り込むまでの集合、学習まとめ、休憩等と考えているのでしょうか。弁当等を食すことは想定されていますでしょうか。現在の記載よりもっと具体的に利用方法の想定をご提示いただきたいです。	フローティングスクール開催時のプログラム提供はインフォメーション・ラーニングゾーンで行ってください。なお、休憩等は参考資料3に示す研修室の県利用内で行うことを想定しています。後段については、インフォメーション・ラーニングゾーンについて、飲食スペースとしての利用は想定しておりません。具体的な利用方法は、インフォメーション・ラーニングゾーンの面積、仕様等によって異なりますので、事業者の提案によるものとします。待機スペースとしての十分なスペースの確保、県内文化財の効果的な紹介、わかりやすい展示手法など事業者の提案に期待します。
231	情報発信・交流部門	53	第2	2	(5)	エ				「インフォメーション・ラーニングゾーン」収蔵品データベースの端末台数、閲覧席の席数などは募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	インフォメーション・ラーニングゾーンの具体的な仕様、数量などは、事業者提案とします。
232	情報発信・交流部門	53	第2	2	(5)	エ				「研修室」および「講堂」における映像音響など必要設備については「付属資料1 3 什器・備品リスト」（未公開）によるほか、募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	令和4年7月13日に滋賀県HPにて公表しておりますのでご確認ください。
233	情報発信・交流部門	54	第2	2	(5)	エ				舎利供養に設置とありますが、壁画というのは、現・琵琶湖文化館の壁ごと移設ということでしょうか。	壁画部分を取り外し、移設予定です。
234	利用者サービス部門	54	第2	2	(5)	オ				エントランスホールにて、来館者が快適に過ごせる休憩スペースを設置するとありますが、飲食は可能と考えてよいでしょうか。	エントランスホールでの飲食は原則不可とします。
235	利用者サービス部門	54	第2	2	(5)	オ				エントランスホールにて、団体客の来館にも十分対応できる滞留スペースを計画するとありますが、学校団体等の利用想定として、同時に何人ぐらいの受入れを想定していますか。	1校あたりの受入人数は最大300名程度、フローティングスクールの場合は150名程度を想定しています。ただし、一括受入れのみではなく、受入時間、グループを分けるなどの対応が可能な提案であれば、それ以下の受入人数も可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
236	利用者サービス部門	54	第2	2	(5)	オ				「メインエントランスは敷地西側の天津港駐車場屋上」とありますが、天津港駐車場屋上は現状植栽帯が設けられています。直接事業予定地へアクセスする場合の位置および範囲の想定等、事業予定地外の計画をご教示ください。	既存の植栽帯を一部撤去し、計画施設へのアプローチに改修する計画とします。改修工事も本事業に含むものとします。
237	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				ショップ・カフェ・自由提案事業スペースにおいて、想定している最低および最大面積はありますでしょうか。	事業者提案とします。
238	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				飲食の提供はカフェにより行うことを原則としますが、自動販売機による飲料の提供はカフェ以外でも可能という理解でよいでしょうか。	No. 234を参照ください。
239	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				「火気を使用しない設備」と表記されているが、電磁調理器等の使用は可ですか。	I Hクッキングヒーターは不可とします。電子レンジ、過熱水蒸気オープン、電気ポットは可とします。火を使わない調理については、レトルトの温め程度を想定しています。なお、別棟など館外にカフェを設ける場合は、使用する電磁調理器等の種別制限はありません。
240	利用者サービス部門	54	第2	2	(5)	オ				エントランスホールにて、団体客の来館にも十分対応できる滞留スペースを計画するとありますが、団体利用として昼食時間にかかる場合、子どもたちが昼食をとるスペースとして利用することを想定していますか。また、別のどこかのスペースを想定していますか。	本施設内（カフェを除く）での飲食は原則不可としますが、フローティングスクール利用にかかる飲食の希望があった場合は、「参考資料3 現施設における利用実績」に示す研修室の県利用内で行うことを想定しています。ただし、屋上や屋外テラスなど屋外においては飲食可能エリアと設定することは可能です。
241	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				エントランスホールの一部や施設外などカフェエリア以外であっても、收藏品や展示品に影響を与えないように、展示室や収蔵庫等から物理的に隔離をとるなど配慮してあれば飲食可能エリアと設定することは可能でしょうか。	No. 240をご参照ください。
242	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				カフェは「火気を使用しない設置とすること」と記載されていますが、ガスを利用する調理器具は不可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No. 239をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
243	利用者サービス部門	55	第2	2	(5)	オ				キッズスペースは、飲食可能エリアと設定してよいでしょうか。	原則不可とします。
244	利用者サービス部門	56	第2	2	(5)	オ				展望スペースは屋内・屋外問わず設置すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、要求水準書にあるように、琵琶湖や比叡山への眺望は確保してください。
245	利用者サービス部門	56	第2	2	(5)	オ				「展望スペース」は、屋内、屋上等設置場所については、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	質問No. 244をご参照ください。
246	管理部門	56	第2	2	(5)	カ				事務室は、県職員と事業者のスタッフが執務するスペースと考えてよいでしょうか。県職員用のスペースである場合、文化観光業務等に携わる事業者のスタッフが執務するスペース、配置条件、施設設備条件等をお教えてください。	県事務職員と事業者のスタッフが執務するスペースです。なお、県学芸職員は研究室にて執務予定です。
247	管理部門	56	第2	2	(5)	カ				事務室は、計画にあたり何人が執務するスペースとして計画されているかお教えてください。	おおむね10人以下となる想定です。
248	管理部門	56	第2	2	(5)	カ				管理部門共通として、文化財搬入用エレベーターとは別に管理用エレベーターを設置するとありますが、かご内寸法および積載重量にご指定があればご教示ください。	パンフレットや資料室の書籍などの運搬に使用しますので、11人乗り、積載荷重750kg程度を想定しています。
249	管理部門	57	第2	2	(5)	カ				「夜間の美術品の搬入にも対応できるように」とありますが、夜間の美術品の搬入に関して、年間の回数、1回当たりの必要時間等、現状の想定をご教示ください。	原則、時間内の搬出入予定です。やむを得ず夜間の搬出入となる可能性があります。計画的に夜間に何回といった想定はありません。
250	管理部門	57	第2	2	(5)	カ				「清掃用具を一時保管する倉庫の設置をすること」と同枠下段の「倉庫を設ける」は同一の倉庫という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	基本事項	58	第2	2	(6)	ア				来館者用の障害者用駐車スペースおよび車寄せの設置について、北側歩行者空間を確保する観点から、搬出入車両および管理用車両が通行する東側構内道路（通行ゲート内）からのアプローチとしてもよろしいでしょうか。	可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
252	アプローチ	58	第2	2	(6)	イ				大津港バス駐車場から事業用地までの敷地内歩道を整備することとありますが、左記敷地内歩道のうち、3000㎡の今回敷地内の部分を本事業費にて整備すると解釈すればよいでしょうか？	敷地内歩道は敷地外歩道に修正します。要求水準書p.31のとおり、大津港バス駐車場から事業用地、大津港地下駐車場に至る北側の歩行者空間は事業者にて整備してください。
253	駐車場・駐輪場	58	第2	2	(6)	ウ				管理用駐車場および駐輪場の記載がありますが、これらへのアプローチとして東側の6mの管理通路を利用することは可能でしょうか？	可能です。
254	駐車場・駐輪場	58	第2	2	(6)	ウ				「来館者駐車場については、隣接する大津港地下駐車場を利用する計画である。」とありますが、誘導版等の設置は如何される想定かお示してください。	ご提案によります。
255	駐車場・駐輪場	58	第2	2	(6)	ウ				「本施設の事業用地内には、管理用に10台程度の駐車場を確保する」とありますが、駐車場にアクセスする動線として、維持管理区域外の東側構内道路を利用することは可能でしょうか。	可能です。
256	駐車場・駐輪場	58	第2	2	(6)	ウ				管理用に10台程度の駐車場を確保することと記載がありますが、県職員用の駐車場でしょうか。事業者も利用可能な駐車場でしょうか。	事業者の利用も可能です。
257	駐車場・駐輪場	58	第2	2	(6)	ウ				事業地内には管理用に駐車場・駐輪場を確保することとなっておりますが、事業者の使用も可能という認識でよろしいでしょうか。	No.256を参照ください。
258	車路・機器等搬入スペース	58	第2	2	(6)	エ				北側ロータリーから県にて整備を行う構内通路の、縦断勾配、横断の断面図を示して下さい。	管理用通路は事業者が整備を行うものとします。要求水準書（案）を修正します。
259	車路・機器等搬入スペース	59	第2	2	(6)	エ				「搬出入時には交通誘導員を配置する等、安全対策を徹底すること。」とありますが、施設内の巡回・常駐警備を行う警備員が搬出入時のみ追加で対応することを想定されていますでしょうか。交通誘導員を別途専属で日中配置する必要がある場合は、当該増加分については県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	搬出入時の交通誘導員は、施設内の巡回・常駐警備を行う警備員が兼ねることができるものとします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
260	その他	59	第2	2	(6)	ケ				維持管理区域外周部とは4周すべてでしょうか。設置意図をご教示お願いします。	境界の明示や侵入防止などセキュリティの確保、搬入口などバックヤードを人目に触れないようにすることを目的としています。南側および東側（維持管理区域内に設置）は視界を遮るフェンスとしてください。北側は上下式の車止めポールやバリカーなど、開館時はオープンで夜間など閉館時にはチェーンなどを設置できるような仕様としてください。西側は事業者提案によります。上記のように、要求水準書（案）を修正します。
261	その他	59	第2	2	(6)	ケ				フラッグポールを設置すること」と記載がありますが、国旗等の掲揚は県職員が実施されますでしょうか。	警備業務において事業者が実施してください。要求水準書（案）を修正します。
262	基本設計終了時	62	第2	3	(3)	ウ	(ア)			a基本設計書に記載されている各「計画説明書」「計画概要書」のそれぞれの内容については適宜判断することよろしいでしょうか。	計画説明書は、事業計画の主旨や要点、重視する事項等を記載し、計画概要書は建築概要、設備概要等を記載してください。
263	工事費内訳書	64	第2	3	(3)	ウ	(イ)		b	「数量書（適宜）」と記載されていますが、提出の要否は事業者が判断すればよろしいでしょうか。	数量書については、事業者の判断ではなく、協議において県が必要と判断した場合には提出を求めることがあります。
264	近隣対応	65	第2	3	(4)	イ	(エ)			現在、本事業あるいは工事をすることに對し、反対を表明されている方や団体やおられますでしょうか。	現在のところ、本事業自体への反対を公表し、県に明確に意思表示をされている方や団体は把握していません。
265	着工時の書類作成等	65	第2	3	(4)	イ	(ア)			「現場事務所は、敷地もしくは周辺に設置し、県との打ち合わせが可能な会議室を備えること。」とありますが、本敷地隣に設置する構内通路（仮）の東側敷地については、現場事務所等として有償または無償で使用することが可能との理解でよろしいでしょうか。（有償の場合、賃料をご教示ください。）	事業者が設置する現場事務所の敷地または工事用資材置場等として使用する土地については無償で使用できる予定ですが、具体的な期間や必要面積は事業者決定後、県と協議してください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
266	近隣対応	65	第2	3	(4)	イ	(エ)			「近隣への安全対策については万全を期し、工事においては騒音、振動、光害、風害、電波障害、臭気、粉塵、大気・水質汚染、交通渋滞などの周辺環境への影響をできるだけ抑えるとともに、万一障害を与えた場合は事業者の負担において必要な対策を行う。」とありますが、民間(七会)連合協定工事請負契約約款第19条第3項のとおり、施工について受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは、県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は県の負担とします。詳細は入札公告時にお示しします。
267	枯らし期間等	66	第2	3	(4)	イ	(キ)			枯らし期間はコンクリート打設後から二夏とありますが、設計・建設期間終了後、供用開始前の2027年7月～9月も一夏として設定できるという理解でよろしいでしょうか。	枯らし期間については、ご理解のとおり令和9年7～9月も一夏として設定できます。設計・建設期間については入札公告時にお示しします。
268	枯らし期間等	66	第2	3	(4)	イ	(キ)			枯らし期間については、建物の工事完了時からではなく、全てのコンクリート打設工事完了後から二夏（7～9月を2回とすることで、最低15ヶ月）を設計・建設期間の終了となる令和9年3月末日までの間に確保すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	枯らし期間の二夏は、コンクリート打設工事完了後から令和9年9月末日までの間に確保してください。
269	枯らし期間等	66	第2	3	(4)	イ	(キ)			仕上工事の着手は躯体工事の枯らし期間が終了しなくとも施工をして宜しいでしょうか？	「付属資料7 文化財公開施設に関する指針」を満足することを前提として、ご理解のとおりです。
270	別途工事との調整及び付属資料17舍利供養について	67	第2	3	(4)	イ	(ク)			要求水準書（案）の(ク) 別途工事と調整及び付属資料17より「舍利供養」の移設時期は事業者提案となっておりますが、特段に季節・天候状況を鑑み避けるべき時期があればご教示願います。	高温多湿期（梅雨、夏季）は避けることが望ましいです。なお、雨天時・強風時等は「舍利供養」の琵琶湖文化館（現施設）からの搬出はできません。
271	別途工事との調整	67	第2	3	(4)	イ	(ク)			「舍利供養」壁画の設置スペースは講堂を含め事業者提案となっておりますが重量物のため、設置後以降本施設内で固定されるものとの考えでよろしいでしょうか？また、設置場所（部屋）においては紫外線の影響や温湿度管理含め経年による劣化防止の対策が必要となりますでしょうか？	前段についてはご理解のとおりです。後段については、ご提案によりますが、移動間仕切壁等の密閉されない形で壁画の表面を覆うものにより公開・非公開を職員が自由に行えるようにしてください。ただし、暗幕・スクリーンなど壁画面に直接触れる恐れのある方法は不可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
272	別途工事との調整	67	第2	3	(4)	イ	(ク)			「舍利供養」壁面は公開・非公開を職員が自由に行える構造にするとありますが、例えば非公開時は暗幕のようなもので覆う等処置でよろしいでしょうか？	No. 271を参照ください。
273	引渡しその他	68	第2	3	(4)	イ	(ケ)		d	施設の引渡しは、設計・建設期間が終了する令和9年（2027年）3月末という理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
274	県による完工確認	68	第2	3	(4)	イ	(ケ)		c	県の完工確認等について、デジタルサイネージのように設備設置の時期と投影するコンテンツ完成時期にずれが生じるものに関して、完了検査時は設備の設置がなされていればよいという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
275	県による収蔵品の移転	68	第2	3	(4)	イ	(コ)			令和9年（2027年）4月～令和9年（2027年）12月の供用開始までに、移転するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
276	要求事項	70	第2	3	(5)	イ				「工事監理者が行う各種施工計画の確認、検討および助言は、本件工事のすべてを対象として行うこと」とありますが、県による「舍利供養」壁面の移設については対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、取合い調整及び工程調整は工事監理業務に含むものとします。
277	備品調達業務	70	第2	3	(6)					備品調達業務は、建設業務の完工確認等の対象ではないという認識で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	備品調達業務 要求事項	70	第2	3	(6)	イ				「自由提案事業に係る必要な什器・備品については、事業者の所有物とする。」とありますが、SPCの所有ではなく、SPCから自由提案事業を委託する委託先企業の所有とすることも可との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
279	開館準備業務に関する要求水準	72-76	第3							オープニングイベント等での事業者の関与について現時点での考え方をお示しください。	開館準備期間中に県が実施するオープニングイベント等においてウェブサイト整備のほか、一時的な電話対応、会場設営、来賓対応等に協力するものとし、要求水準書（案）を修正します。なお、詳細は事業契約締結後に県と協議することとします。
280	効率的かつ経済的な維持管理	72	第3	1	(1)	ウ				「利用者の健康被害を未然に防止すること」とありますが、開業準備期間中に一般の利用者が施設内に入ることを想定していますでしょうか。	県が実施するオープニングイベント等を除き、本事業関係者以外の一般の利用者が、開館準備期間中に施設内に入ることは想定していません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
281	要求事項	73	第3	2	(1)	ウ				開館準備期間中は異常発生時に即時対応が可能な方法であれば常駐を必須としない。とあるが、設備員及び警備員の両者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、収蔵品の搬入開始（令和9年4月以前となることはない想定）の後は設備員および警備員はいずれも常駐を必須とします。要求水準書（案）を修正します。
282	要求事項	73	第3	2	(1)	ウ				「開館準備期間中は異常発生時に即時対応が可能な方法であれば常駐を必須としない。」とありますが、近隣営業所等から数分以内（例えば30分以内）に駆け付けられる体制であれば、維持管理業務に定める設備員、警備員の常駐は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、No. 281をご参照ください。
283	基本方針	74	第3	2	(3)	ア				開館前からウェブサイトでの周知を図りとありますが、開館準備期間中の文化観光等業務はR7年4月1日から定められているため、R6年度まではウェブサイトでの周知は行えないという理解でよいでしょうか。	ご提案により、対価の変更および支払時期の変更を伴わない場合には、指定管理者の指定後（令和5年10月指定予定）であれば、令和6年度以前の周知を可とします。
284	業務内容	74	第3	2	(3)	イ				収蔵品データベースについて、各種データを格納するサーバーは館の単独設置または県のサーバー下での格納の何れでしょうか。	単独設置とします。
285	要求事項	74	第3	2	(2)	イ				移転支援業務の要求事項で備品・収蔵品の搬入に係る各種調整業務の支援とありますが、主体は県及び県が別途委託する移転業者との考えでよろしいでしょうか？ また、支援の内容について要望される事項いくつか具体的にお願いします。	ご理解のとおりです。事業者は搬入の日程調整、必要な助言等を行ってください。
286	要求事項	74	第3	2	(2)	イ				移転支援業務において、移転時に県及び別途移転事業者による建物への損傷もしくは文化財、収蔵品の損傷が生じた場合、事業者支援が善管注意の基に行われている際は、損傷のリスク負担は県が負うもの（保険等）と考えてよろしいでしょうか？	県の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は県の負担とします。詳細は入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
287	要求事項	74	第3	2	(2)	イ				県が行う移転計画・スケジュールの策定支援について、県と移転業者が主体的に実施し、事業者は打合せに出席して必要な助言をしたり、施設の維持管理の立場で各種調整を行うなど支援の立場という理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
288	業務内容	74	第3	2	(3)	イ				開館準備期間中の広報にかかる業務は要求水準としてはウェブサイト制作だけと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	業務内容	74	第3	2	(3)	イ				開館準備期間中の文化観光等業務に関して気運づくりや集客のための事前イベントは要求水準には定めないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	業務内容	74	第3	2	(3)	イ				開館準備期間中の文化観光等業務に関して気運づくりや集客のための事前イベントは自主事業としては妨げないという認識、また県の協力はいただけると考えてよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
291	ウェブサイト整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ア)			開館準備期間中の文化観光等業務に規定される「ウェブサイト整備」と、維持管理期間中の文化観光等業務に規定されるWEB業務（P.98、第5 2（2））とは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	開館準備期間中の文化観光等業務におけるウェブサイト整備は、維持管理期間中のWEB業務におけるウェブサイトと同一のものです。事業者は開館準備期間中に当該ウェブサイトを作成し、維持管理期間中に保守管理・更新を行ってください。
292	ウェブサイト整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ア)			「ウェブサイトを製作し、…公開すること。」とありますが、当該ウェブサイトの保守管理・更新業務は不要との理解でよろしいでしょうか。なお、維持管理期間中の文化観光等業務に規定されるWEB業務（P.98、第5 2（2））には、保守管理と更新が事業者の業務担当とされています。	No. 291をご参照ください。
293	ウェブサイト整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ア)			ウェブサイトは、開館6か月前から公開することとあります。建物の着工、竣工などをはじめ、開館前から本施設の情報を積極的に発信し認知度を向上させるという基本方針を踏まえ、開館6か月前からと設定された理由をお教えてください。	No. 283をご参照ください。
294	館内情報システム整備	74	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			クラウドファイル共有サービスの使用は可能でしょうか。	可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
295	館内情報システム整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			職員間及び職員と事業者との情報共有のための共有フォルダ等を用いた館内情報システムは、検討する上で県側の条件等があればお教えください。	県の情報システムとは接続しません。個人情報、著作権、秘密保持義務対象の情報が含まれる予定ですので、情報セキュリティが確保されたシステムとしてください。
296	館内情報システム整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			職員間及び職員と事業者との情報共有のための共有フォルダ等を用いた館内情報システムは、県職員と事業者のスタッフが館内で同一のネットワークを利用しているという想定でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	館内情報システム整備	75	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			館内情報システム整備に館する館内LAN設備およびハード設備は、情報通信設備工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	館内情報システム整備	76	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			情報セキュリティ担当者は、常駐は必要ないと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	館内情報システム整備	76	第3	2	(3)	ウ	(ウ)			メールアドレスについて、県職員と、事業者のスタッフは、事業者が取得し管理する共通のドメインを使用することでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
300	費用負担	78	第4	1	(4)					維持管理業務の実施に要する費用は、個別事項に特記するものを除き、事業者が負担するとあります。個別事項とは何を指しますか。	各業務の「要求事項」に修正します。
301	費用負担	78	第4	1	(4)					光熱水費について、維持管理業務の実施に当たり事業者が使用する電話等の通信費は事業者の負担とし、それ以外は県の負担とするとあります。県の負担とは、サービス対価とは別に、電気、水道、通信費等を県が事業者に支払うということでしょうか。また、事業者が使用する電話等の通信費はサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	光熱水費は、施設貸出業務（県が施設貸出業務において講堂・研修室を利用する場合を除く）、その他業務に係る費用、維持管理業務および文化観光等業務の実施に当たり事業者が使用する電話等の通信費以外をサービス対価に含むものとします。 要求水準書（案）の該当箇所は修正します。 なお、詳細は入札公告時にお示しします。
302	費用負担	78	第4	1	(4)					光熱水費については、維持管理業務の実施で使用する電話等の通信費以外、具体的には水道料金、電気料金、県関係者が使用する通信費用は県が負担されるとの理解でよろしいでしょうか？	No. 301をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
303	費用負担	78	第4	1	(4)					実施方針7P「⑤維持管理・文化観光等に係る光熱水費」においては「本施設の維持管理・文化観光等に要する費用のうち、光熱水費に相当する額について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。」とのことになっています。 「光熱水費について、維持管理業務の実施に当たり事業者が使用する電話等の通信費は事業者の負担とし、それ以外は県の負担とする。」とありますが、「それ以外は県の負担とする。」というは、光熱水費は、施設全体に係る光熱水費分をサービス対価として提案時の金額を県が支払う、とのことで、電話等の通信費のみ、実費相当額を別途県へ納めるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 301をご参照ください。
304	点検内容および頻度の基準	81	第4	2	(1)	エ	(ア)			「「建築保全業務共通仕様書」（最新版）に準拠し」とありますが、本仕様書を参考としつつ、要求水準を満たしたうえで、事業者のノウハウにより業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	点検・保守	81	第4	2	(1)	エ	(ア)			「定期点検等においては、主要な設備でメーカー独自の機能を有し、他者での定期点検が難しい設備においては、各種設備等の納入メーカーによる実施を基本とすること」とありますが、基本的にメーカー以外にメンテナンスが可能な専門業者がいる場合は、専門業者の発注が可能という認識でよろしいでしょうか。 また、法定によらない任意点検であれば、維持管理企業のスタッフや点検が可能な業者による対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
306	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			設備員の常駐ポストの記載がございましたが、閉館日はポストAのみの配置でよろしいでしょうか。	設備員の常駐ポストは、県が特に指示する場合を除き、1ポストを開館日・閉館日ともに午前8時30分～午後6時00分まで配置することとします。 常駐ポストは第三種電気主任技術者、または甲種防火管理者の資格を有する者を配置してください。 なお、当該ポスト以外の時間帯においてもタイマー等により空調運転時間の調整が可能としてください。 要求水準書（案）の当該箇所を修正します。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
307	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			「ポストBの配置時間の午前6時30分～」とありますが、通勤等の雇用に大きな制約が生じる為、「午前7時～」に変更していただけませんか。	No. 306をご参照ください。
308	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			「ポストBは第三種電気主任技術者、または甲種防火管理者の資格を有する者を配置すること」とありますが、ポストAが資格を有していればポストBは当該資格を有していなくてもよろしいでしょうか。	No. 306をご参照ください。
309	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			設備員の配置時間は休憩時間が含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			遠隔監視等を活用し、24時間監視・異常発生時の対応が可能であれば、要求水準書案で示す配置時間＝勤務時間（常駐不要）という理解で良いのかご教示下さい。また、閉館日は特段作業等がない場合、遠隔監視のみ（常駐不要）で良いのかについてもご教示下さい。	維持管理期間中は要求水準に示すポストについては施設内に常駐するものとします。
311	業務実施	83	第4	2	(1)	エ	(エ)			第三者による劣化度診断を行いとあるが、費用は事業者という認識でよろしいでしょうか。また、それによる修繕も同様の認識でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
312	業務内容	83	第4	2	(2)	イ				修繕業務内容の計画外修繕について、通常の想定や保険の付保範囲を超える破損については、県の負担について相談をすることができる認識でよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
313	業務内容	83	第4	2	(2)	イ				計画修繕の業務担当主体が事業者となっており、また計画修繕の用語の定義では、「前もって計画しなければならない大規模な修繕のこと。大規模修繕を指す。」となっております。この大規模修繕とは、計画外、緊急修繕以外の建築物の部位および設備ごとに設定した修繕周期に基づき実施する計画的な修繕との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	修繕計画について	84	第4	2	(2)	エ	(ウ)			作成が求められている「事業期間中の修繕計画（長計含む）」、「事業終了後から15年間の修繕計画」のうち、要求水準書案P.17「供用開始から10年後に作成する長期修繕計画（30年間）」はどちらを指すのかご教示ください。	No. 150をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
315	業務実施	84	第4	2	(2)	エ	(ウ)			事業期間終了後から15年間の修繕計画は、事業期間内に策定するという認識でよろしいでしょうか。	No. 150をご参照ください。
316	日常清掃・定期清掃	87	第4	2	(3)	エ	(ア)			「使用する洗剤については、事前に県の承認を受けること」とありますが、旧文化館で使用していた洗剤のご教示いただけますでしょうか。	現在の文化館では、展示室、収蔵庫においては原則、洗剤を使用していません。それ以外の場所は市販の洗剤を使用しています。
317	日常清掃・定期清掃	87	第4	2	(3)	エ	(ア)			ダクトが清掃箇所に含まれていますが、15年内にダクト内の清掃を行うケースはほとんどない為、対象から外していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
318	日常清掃・定期清掃	87	第4	2	(3)	エ	(ア)			「セキュリティレベル4の諸室、展示ケース内の清掃は原則として県が実施するが、清掃道具の貸与等、県からの協力要請があった場合には事業者は応じること。」とありますがどのような清掃用具を予定されますでしょうか。	粘着カーペットクリーナー、ミュージアムクリーナー等を予定しています。
319	総合的病害虫管理業務（IPM）	88	第4	2	(4)	イ	表中	②		IPMに係る業務の「その他」を事業者が担うことになっていますが、「その他」業務は無資格者で対応可能な業務なのか（今回IPMの資格保有者の配置は求められていない）ご教示下さい。	「その他」についてはIPMの資格は不要としますが、法令等により資格を必要とするものは有資格者を配置してください。ご提案を妨げるものではありません。
320	業務内容	88	第4	2	(4)	イ				総合的病害虫管理業務(IPM)で県が実施した業務内容においては、事業者が記録の作成・報告の必要ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	総合的病害虫管理業務	89	第4	2	(4)	エ	(イ)			害虫管理業務における「その他」とは収蔵庫借用資料一次保管庫・燻蒸室・文化財緊急保管庫以外の諸室全てという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	総合的病害虫管理業務	89	第4	2	(4)	エ	(イ)			「記録の作成・報告」は事業者が行う点検記録の作成・報告という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	総合的病害虫管理業務	89	第4	2	(4)	エ	(イ)			「琵琶湖虫（オオユスリカ）については、開口部を中心に1日3回簡易防除・清掃を実施すること」とありますが、3回は開館時間内という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	総合的病害虫管理業務	89	第4	2	(4)	エ	(イ)			開口部を中心にとありますが、出入口の扉及びその付近の壁面の清掃という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細は事業契約締結後に協議の上、決定することとします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
325	業務内容	90	第4	2	(5)	イ				天変地異等による倒木処理は事業者負担とありますが、その後の復旧にかかる費用については、災害の程度により協議によると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
326	業務内容	90	第4	2	(5)	イ				「自然倒木等による事故の発生を予防すること（天変地異等によるものは除く。）。」とありますが、倒木を想定した予備費を見込むことは事業費の圧迫にも繋がり、官民双方にとって負担となる為、「当該事象の処理は不可抗力の定義に基づき対応すること」としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
327	巡回・常駐警備	91	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		「警備室での常駐警備を365日、24時間1ポスト以上実施すること。」とありますが、仮眠時間を許容していただけますでしょうか。	可とします。
328	巡回・常駐警備	91	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		警備室での監視は常時24時間張り付きではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
329	巡回・常駐警備	91	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		警備員の配置時間は仮眠時間や休憩時間が含まれると考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
330	巡回・常駐警備	91	第4	2	(6)	エ	(ウ)	①		巡回数には開閉館も含まれると考えるとよろしいでしょうか。	閉館日も館内巡回を1日1回以上、館外巡回を1日3回以上とします。
331	機械警備	92		2	(6)	エ	(ウ)	②		機械警備を買い取りとするか、レンタルとするかは事業者の判断に依るという理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
332	機械警備	92	第4	2	(6)	エ	(ウ)	②		火災以外の機械警備は閉館時間において実施すること。とあるが、設置場所・機器等は事業者の任意という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
333	出入管理	92	第4	2	(6)	エ	(エ)	①		「平日日中は郵便・宅配業者の出入管理を行うこと」とありますが、受取は県職員が行う認識でよろしいでしょうか。	受取は事務支援業務において事業者が実施してください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
334	緊急時対応	93	第4	2	(6)	エ	(キ)			消防訓練を実施することとあるが、イ業務内容においては参加とあります。この場合の実施は、警備が消防訓練を主催者となって開催するの意ではなく、防火管理者が実施する消防訓練等に参加する意であると考えてよろしいでしょうか。	本施設の防火管理者は事業者の担当従事者を選任する予定です。事業者は防火管理者として消防訓練を主催し、実施してください。当該訓練には県も協力・参加するものとします。
335	業務実施	93	第4	2	(6)	エ	(ク)			配置警備員において資格要件等がありますか。	要求水準書（案）第1 11（3）イをご確認ください。
336	業務実施	93	第4	2	(6)	エ	(ク)			「警備室での常駐警備を365日、24時間1ポスト以上実施すること」とある一方で、「警備業務は365日、24時間実施することを基本とするが、警備設備およびセキュリティ等のシステムの構築と連携の上、効率的な実施方法を提案すること」ともなっているため、機械警備等の併用により夜間、休館日の常駐は不要という理解で良いのかご教示下さい。	警備室の常駐警備は365日行ってください。
337	業務実施	93	第4	2	(6)	エ	(ク)			「びわ湖花火大会においては事業者の負担で特別警備（警備員の増員等）を実施すること。詳細は県と協議の上、決定」とありますが、開館延長などは特に求めないということでしょうか。また、現状想定されている警備の増員等とはどのようなことを想定されているかをお示しください。	びわ湖花火大会における開館時間、具体的な警備体制については、事業契約締結後に決定します。
338	業務実施	93	第4	2	(6)	エ	(ク)			「毎年8月に開催されるびわ湖花火大会においては事業者の負担で特別警備（警備員の増員等）を実施すること」となっております。県が想定する警備体制をご教示下さい。	No. 337をご参照ください。
339	基本的な考え方	94	第5	1	(1)					収蔵・展示といった従来の博物館機能(主に県直営を想定)とあります。主に、ということは事業者の役割もあると考えられますが、具体的にお示しください。	維持管理業務および文化観光等業務の事務支援業務を想定しています。
340	基本的な考え方	94	第5	1	(1)					地域の文化財のサポートセンターの機能(主に県直営を想定)とあります。主に、ということは事業者の役割もあると考えられますが、具体的にお示しください。	収蔵・保管部門に関する維持管理業務を想定しています。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
341	基本的な考え方	94	第5	1	(1)					整備と運営が一体的に提案できるよう、施設整備業務に含まれる情報発信・交流部門や利用者サービス部門の整備と文化観光等業務は、事業者の業務範囲とされています。文化観光業務を担う担当企業がそれらの整備から運営を一連のものとして行うという理解でよいでしょうか。	業務の担当企業はご提案によります。
342	基本的な考え方	94	第5	1	(1)					「施設整備業務に含まれる情報発信・交流部門や利用者サービス部門の整備と文化観光等業務は、事業者の業務範囲とされている」とありますがここでの事業者とは文化観光業務を担当する事業者ということでしょうか。	事業者は県と事業契約を締結し、事業を実施する特別目的会社を指します。
343	業務範囲	95	第5	1	(2)					広報業務は県、文化観光業務は事業者と区分けされていますが、両業務は密接に関係するものなので共同作業との理解で良いですか。	業務の関連性に鑑み、実施にあたっては、県と事業者が必要な協議・協力を行うものとご理解ください。
344	開館時間	95	第5	1	(3)	イ				「なお、・・・上記の設定時間を超えて開館することができ。」とありますが、期間を特定して（期間限定で）上記の設定時間を超えて開館することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
345	業務提供時間帯	95	第5	1	(3)	ウ				「本施設の運営等に支障がないよう、業務区分ごとに業務提供時間帯を設定すること。」とあります。業務区分ごとに業務提供時間帯を設定するとは具体的にはどう言ったことを求めていますか。	本施設の運営に支障のない時間または時間帯に業務を実施してください。当該業務提供時間帯は県と協議の上、業務計画書に定めてください。
346	利用料金体系	96	第5	1	(4)	ア				「事業者は施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、割引料金等を設定することができる。」とあります。この「割引料金等」は後述の「利用料金の免除」とは別ものを想定されていますか。	利用料金の免除については、「付属資料20 利用料金の考え方」で条件をお示ししますが、ご提案により、別途割引料金を設定することを可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
347	利用料金体系	96	第5	1	(4)	ア				講堂および研修室（以下「講堂等」という。）の施設・設備の利用料金は、県が条例等に定める金額の範囲内において、県の承認を得て事業者が定めるものとする。」とありますが、これを時系列に直すと以下の通りでしょうか。 ⇒①「付属資料20 利用料金の考え方」、「参考資料3 現施設における利用実績」を参照の上、令和5年5月に事業者が提案書にて提案。②事業者が提案した料金体系をもとに県が条例で定める。（※実施方針P7）	ご理解のとおりです。
348	利用料金の取扱い	96	第5	1	(4)	イ				音声ガイドの機器の整備、コンテンツの制作は、県の業務と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
349	文化観光等業務の費用負担	96	第5	1	(5)					実施方針7P「⑤維持管理・文化観光等に係る光熱水費」においては「本施設の維持管理・文化観光等に要する費用のうち、光熱水費に相当する額について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。」とのことになっています。 「光熱水費について、施設貸出業務に要する光熱水費（県利用分を除く。）、文化観光等業務の実施に当たり事業者が使用する電話等の通信費は事業者の負担とし、それ以外は県の負担とする」とありますが、「それ以外は県の負担とする。」というのは、光熱水費は、施設全体に係る光熱水費分をサービス対価として提案時の金額を県が支払う、とのことで、施設貸出業務に要する光熱水費と電話等の通信費のみ、実費相当額を別途県へ納めるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 301をご参照ください。
350	費用負担	96	第5	1	(5)					文化観光等業務の実施に要する費用は、個別事項に特記するものを除き、事業者が負担するとあります。個別事項とは何を指しますか。	各業務の「要求事項」に修正します。
351	費用負担	96	第5	1	(5)					文化観光等業務の実施に要する費用(蛍光灯等の消耗品や事務用品、業務実施のために必要な諸室で使用する備品等の購入費用)は、個別事項に特記するものを除き、事業者が負担するとあります。この場合の事業者負担とはサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	No. 301をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
352	費用負担	96	第5	1	(5)						光熱水費について、施設貸出業務に要する光熱水費(県利用分を除く)、文化観光等業務の実施に当たり事業者が使用する電話等の通信費は事業者の負担とし、それ以外は県の負担とするとあります。県の負担とは、サービス対価とは別に、電気、水道、通信費等を県が事業者を支払うということによいでしょうか。また、事業者が使用する通信費はサービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	No. 301をご参照ください。
353	業務内容	97	第5	2	(1)	イ					近江の文化財周遊プログラムは、地域密着型の文化財が多いことから、企画や連携先の選定等にも県はご協力いただけるのでしょうか。	必要な範囲で協力します。
354	近江の文化財周遊プログラムの企画	97	第5	2	(1)	ウ	(ア)				「年間に2種類以上の周遊プログラムを企画すること」とありますが、その実施についての回数の指定はありますでしょうか。	ご提案によります。
355	近江の文化財周遊プログラムの企画	97	第5	2	(1)	ウ	(ア)				「年間に2種類以上の周遊プログラムを企画すること」とありますが、参加人数についての指定はありますでしょうか。	ご提案によります。
356	近江の文化財周遊プログラムの企画	97	第5	2	(1)	ウ	(ア)				「1種類の周遊プログラムで複数個所の県内外の文化資源を巡ること。」とありますが、県内のみ、県外のみ、県内外を組み合わせるの、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
357	近江の文化財周遊プログラムの企画	98	第5	2	(1)	ウ	(ア)				企画した周遊プログラムについては「旅行業法に抵触しない範囲で」行えるようとありますが、抵触して問題となるケースをどのように想定されていますか？事例を上げてお示し頂けると助かります。	旅行業者または旅行業者代理業者以外の者が行うにあたっては、「旅行業法施行要領」（平成17年2月28日国総旅振第386号）にいうオーガナイザーについての取扱い等を想定しています。ただし、旅行業法ほか関連通達や先例の解釈等に深く関わっていると思われるため監督官庁の確認を経ることが望ましいと考えます。必要な官公庁等適宜ご確認の上、法律の範囲で適切にご提案ください。
358	近江の文化財周遊プログラムの企画	98	第5	2	(1)	ウ	(ア)				旅行業法に抵触しない範囲とありますが、具体的なイメージ等はございますでしょうか。	No. 357をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
359	県内周遊の促進につながる情報発信	98	第5	2	(1)	ウ	(イ)			「県内文化資源の魅力や見どころ、面白さについて、地域DMO等と連携して情報収集を行い、県内外に情報発信を行うこと」とありますが情報発信の手法や、印刷など掲示・配布物などに特段の基準はなく、提案によるものと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	県内周遊の促進につながる情報発信	98	第5	2	(1)	ウ	(イ)			「広報媒体への掲載を行う場合には、県は必要な支援を行うこととする。」とありますが広報媒体はどのようなものをお考えでしょうか。発行部数、年間の発行回数、配布先など	本県の代表的な広報誌として「滋賀プラスワン」があります。年6回発行。1回あたり約45万部。配布方法は新聞折込です。
361	記録の作成・報告	99	第5	2	(2)	イ	表中	③		記録の作成・報告については○がありませんが、事業者側が業務担当主体という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）を修正します。
362	業務内容	100	第5	2	(3)	イ				集客イベントについて、年間のイベント回数ノルマ等がありますか。	要求水準書（案）第5 2（3）ウをご確認ください。
363	要求事項	99	第5	2	(2)	ウ				「閲覧者にアピールする可読性が高く利用しやすいウェブサイト制作・保守管理運用、更新を行うこと。」とありますが、ウェブ広報戦略の策定からウェブサイト制作の企画までが県側業務となっております。企画段階にて仕様やコンテンツ内容などを協議することはできませんでしょうか。	可とします。
364	要求事項	99	第5	2	(2)	ウ				サイト閲覧回数などにつき、貴県の意向がありましたらお示しくください。	現在のところ具体的にお示しできる想定はありません。
365	要求事項	100	第5	2	(2)	ウ				県の各種公式SNSには、文化館のSNSは含まれますか。文化館としてのSNSの活用は県の業務でしょうか。事業者の業務でしょうか。	本施設の公式SNSの運用は県が行います。ウェブサイトには当該SNSのリンクを含むものとします。
366	要求事項	100	第5	2	(2)	ウ				事業者が集客や、インフォメーションラーニングゾーンの運営にあたり、県の公式SNSの活用、独自のSNSの開設運用など、柔軟な運用提案は可能でしょうか。	No. 365をご参照ください。なお、事業者が別途SNSを開設運用することは可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
367	要求事項	100	第5	2	(3)	ウ				企画する集客イベントについて、施設にふさわしいか否かは、都度、計画段階で県ご担当者との協議の事と理解。『文化・芸術に関連するものを中心に』とあるが、観光・健康・美容・科学等、多様な分野での企画でも県との協議の上、可能との理解で良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
368	要求事項	100	第5	2	(3)	ウ				『利用者の便宜を図ることを目的とするもの』はどのような意味でしょうか？具体的なイベント例等を挙げて説明いただけますでしょうか？	利用者が本施設を利用する際に、その目的の達成に寄与するものを想定しています。具体的には、展示との関連したイベント等を想定しています。
369	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				集客イベントの条件として記載の『・関連機関・組織との相乗効果が期待できる』について、この『関連機関・組織』の具体的な例を挙げていただけますか？また、過去の文化館での実績等や、相乗効果のイメージがあればご教示ください。	文化財だけでなく、広く文化芸術に關係する関連機関・組織を想定しております。
370	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				集客イベントにつき「実施回数は事業者の提案とするが、月に1回以上または年12回以上は実施すること。」とありますが、実施の規模や年間のイベントによる集客人数などには要求水準はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
371	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				集客イベントにつき、事業費積算の根拠となるような、内容・実施規模など貴県の意向がありましたらお示しください。	提案に応じてお見込みください。
372	集客業務	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			「常時複数のプログラムを実施すること」とありますが、事業費積算の根拠となるような、内容・実施規模など貴県の意向がありましたらお示しください。	令和4年7月13日に滋賀県HPにて公表した付属資料22をご参照ください。
373	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				集客イベントの条件として『特定の団体等にのみ利用または参加できるものは認めない』との記載があります。例えば、ピアザ淡海のような会議施設で、会議が開催され、その『会議参加者向けの交流イベントを文化館の閉館後に開催する』といったような企画はどうでしょうか？	ご提案の企画は、会議の参加者が特定の団体等に限定されなければ構いません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
374	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				「集客イベントの実施に当たり、事業者は料金徴収することができます。」とあります。但し広く県民の参加を促すために集客イベントは無料開催を想定しています。集客イベントの開催経費については有料無料にかかわらずサービス対価に含むことは可能ですか。	集客業務は文化観光等業務のサービス対価の対象です。
375	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				『イベントの実施に当たり、事業者は料金徴収することができる』とは、有料イベントの企画が可能と理解しました。有料イベント開催に当たり、既に要求書に記載されている（例：施設のイメージアップに資する・・・等）事項以外で、県として注意・特記事項や基準等がありますか？	特段ありません。
376	要求事項	101	第5	2	(3)	ウ				「実施回数は事業者の提案とするが、月に1回以上または年12回以上は実施すること。」とあります。開館初年度：令和9年（2027年）度の開催件数、並びに開館記念イベントとの関連について想定されているところをお示しください。	令和9年度の開催件数は、月に1回以上または4回以上とします。開館記念イベントとの関連については、提案から事業者の追加負担が生じない範囲で、県と協議のうえ連携いただく想定です。
377	インフォメーション・ラーニングゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			「当該教室において利用できるプログラムを作成すること。」とありますが、フローティングスクールの研修内容との整合性など必要な情報提供はいただけるのでしょうか。	「滋賀県立びわ湖フローティングスクール」のホームページで情報提供されています。対象者が小学校5年生となる前提で、当該研修内容との整合性をどこまで図るかは事業者提案によります。
378	インフォメーション・ラーニングゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			「展示内容は5年ごとに全てのプログラム内容を更新すること」とありますがここでいうプログラムとはソフト面の内容のことで展示物、例えば体験アイテムや模型、映像機器などのハード面については対象外と考えてよろしいでしょうか。	事業者は、インフォメーション・ラーニングゾーンの展示設備の修繕および展示内容の更新計画を策定し、事業期間中、県と協議の上、適宜見直しを行ってください。
379	インフォメーション・ラーニングゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			本施設は県内小学生を対象としたフローティングスクールの開催場所となることを予定しており、年間3,400名程度の小学生が利用予定である。当該教室において利用できるプログラムを作成すること、とあります。県内小学生の受入れ日程等の調整は、県の業務と考えてよいでしょうか。受入れ当日の運営・運用はすべて事業者の業務と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
380	インフォメーション・ラーニングゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			本施設は県内小学生を対象としたフローティングスクールの開催場所となることを予定しており、年間3,400名程度の小学生が利用予定である。当該教室において利用できるプログラムを作成すること、とあります。本施設での想定滞在時間（例えば午前の1時間など）、学習のポイント（乗船後に、びわ湖の文化財や文化財を生み出した自然・風土を通じ、滋賀の美の魅力を学ぶ）など、県の基本的な意向、考え方をお教えてください。	滞在時間は午後の寄港地活動（13:30～16:00）の時間帯において、児童の入館から退館まで通常20～30分程度を想定しています。当該教室におけるインフォメーションラーニングゾーンの学習プログラムは、15分程度×2本を想定しています（通常用1本、野外活動が難しい場合の荒天用1本）。内容は、要求水準を踏まえ、滋賀の文化財や風土について学習を通して、ふるさと滋賀やびわ湖の魅力について子どもたちが新たに発見できる学習プログラムの提案を期待します。
381	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			ライブラリーの運用にあたり司書の配置は必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
382	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			「開館時に必要な蔵書数を確保し、開館後も追加すること。」とあります。書籍の購入は事業者の調達になりますか。事業者調達の場合、備品購入の扱いになりますでしょうか。また調達する図書は事業者の判断に因りますか。	ライブラリーに置く書籍の購入は事業者の調達とし、購入図書の判断は事業者となります。内容は、インフォメーションラーニングゾーンや文化観光業務が対象とする来館者のための図書を想定しています。学術目的の図書を置く想定はしていません。また、数量は事業者の提案事項とします。
383	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			開館時に必要な蔵書数について、ボリュームがわかる資料を提供ください。また、開館後の蔵書の追加についての要求水準をお教えてください。	No. 382をご参照ください。
384	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			「開館時に必要な蔵書数を確保し、開館後も追加すること」とありますが事業費積算の根拠となるような、内容・蔵書数など貴県の意向がありましたらお示しください。	No. 382をご参照ください。
385	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			開館時に必要な蔵書、資料について、県が準備するものと、事業者がサービス対価で購入するものの区分をお教えてください。	No. 382をご参照ください。
386	ライブラリー運用	102	第5	2	(4)	ウ	(イ)			「開館時に必要な蔵書数を確保し、開館後も追加すること。」とありますが、開館時に必要な蔵書数と追加として確保すべき蔵書数の枠についてご教示ください。	No. 382をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
387	常設プログラム制作	103	第5	2	(4)	ウ	(ウ)			「導入展示室（展示部門）に設置する映像・音響設備を使い、提供可能な映像コンテンツを数種類、作成すること」とありますが事業費積算の根拠となるような、内容・本数など貴県の意向がありましたらお示してください。	令和4年7月13日に滋賀県HPにて公表した付属資料22をご参照ください。
388	常設プログラム制作	103	第5	2	(4)	ウ	(ウ)			「コンテンツは5年ごとに全てのコンテンツ内容を更新」とありますが初期整備で種類を多くして好評であり時期による陳腐化の少ないものは残し、内容の古いものは更新するという選択肢は考えられませんか。	常設プログラムのコンテンツの更新は、5年ごとに全てのコンテンツ内容を更新することを原則とし、県と協議の上で更新を行うこととします。
389	常設プログラム制作	103	第5	2	(4)	ウ	(ウ)			コンテンツはすべてではなく陳腐化によるものを更新するという場合に事業費積算の根拠となるような、内容・本数など貴県の意向があればお示してください。	具体的な想定はありません。
390	募集	104	第5	2	(5)	エ	(ア)			「開館後の・・・、利用日の6か月前から申請を受け付けることを基本とし、・・・」とあります。このため開館準備期間中においても本業務が発生すると見込まれますが開館準備業務期間中の考え方をお示してください。また、本業務を事業者が実施するにあたっては指定管理者として指定されている必要があるという認識ですが、開館準備業務開始段階においては事業者は指定管理者の指定を受けているという理解で宜しいでしょうか。事業者が指定管理者の指定を受ける予定の具体的な日付を併せてご教示ください。	開館準備期間中は、開館後の維持管理業務、文化観光等業務、その他業務について必要な業務をご提案により実施してください。 指定管理者の指定は令和5年10月を予定しています。
391	募集	104	第5	2	(5)	エ	(ア)			(ア)の「施設利用規則」、(イ)の「利用規約」は同一のものでしょうか？別に定めるのでしょうか。	同一のもので。「利用規約」に統一します。
392	貸出	104	第5	2	(5)	エ	(イ)			「利用許可の基準は、原則として次のとおりとする。 ①県の実施する学芸業務で利用する場合を優先させる。 ②教育・普及目的に利用する場合を優先させる。」とありますが6か月前以前の利用者が決まる前ということでしょうか。	開館後の利用受付の開始時期は、利用日の4か月前から申請を受け付けることとし、要求水準書（案）を修正します。 毎年の県の利用にあたっては年度計画書において定めることを原則とします。 なお、現時点での県の利用予定は「参考資料3 現施設における利用実績」をご確認ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
393	貸出	104	第5	2	(5)	エ	(イ)			P-96の(4)利用料金等において「講堂等の利用料金は事業者の収入」とありますが、その一方で施設貸出業務のP-100では利用許可の基準として県が実施する学芸業務や教育普及業務の利用が優先される記載があります。 提案価格算定において維持管理費用のサービス対価を検討する際の収入費用が不確定となり正確な収入額が見通せません。県利用頻度等、収入から除外すべき日数等の具体的なデータをお示し願います。	現時点での県の利用予定は「参考資料3 現施設における利用実績」をご確認ください。
394	多言語案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	①		多言語化において事業費積算の根拠となるような、内容や分量などは募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	多言語化の対象は適宜お見込みください。
395	多言語案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	①		県の実施する展覧会企画業務、広報業務に必要なかつ効果的な多言語ツールとは、具体的にどのようなものを指すか、県のお考えをお示しください。	具体的な想定はありません。
396	総合案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	展覧会毎の観覧者、貸出施設の利用者等、諸室の利用状況および来館者について日次、月次、年次それぞれの統計資料を作成すること。作成時には、観覧者・利用者の数、料金等の属性の集計を行うこと。とありますが集計の方法、報告の回数・時期などに指定があればお示しください。	要求水準書（案）第1 12（3）イの業務報告書にあわせてご提出を想定していますが、詳細は事業契約締結後に決定します。
397	総合案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	車椅子・ベビーカーの調達・維持管理にかかる費用は事業者負担とするとありますが、サービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	総合案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	「必要に応じて無償で車椅子、ベビーカーの貸出を行うこと。車椅子・ベビーカーは事業者が必要な数を調達し、維持管理すること。」とありますが、事業費積算の根拠となるような、最低限の台数など貴県の意向があればお示しください。	提案に応じて適切にお見込みください。
399	総合案内	107	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	a	コインロッカー、傘立て、足ふきマット、傘袋の調達・維持管理にかかる費用は事業者負担とするとありますが、サービス対価に含まれると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
400	館内放送	108	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	c	「開館時、閉館の30分前、閉館時に適切な放送を行うこと。なお、英語による放送も行うこと。」とありますが定時の放送については、録音によるものでも構わないと考えてよろしいでしょうか。	構いません。
401	デジタルサイネージ	108	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	d	デジタルサイネージによる案内の実施について、事業者が表示内容を選択する運用でよいでしょうか。県職員が運用する想定も必要でしょうか。	案内の表示内容は、事業者が県と協議のうえ選択するものとしますが、操作等の運用は事業者のみの想定です。
402	配布物の作成	108	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	e	配布物の作成について、事業費積算の根拠となるような、部数、発行回数は募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	県立博物館における一般的な配布部数、発行回数を想定しています。具体的な数量を募集要項時に示す予定はありません。
403	配布物の作成	108	第5	2	(6)	ウ	(ア)	②	e	博物館案内リーフレット、年間スケジュール、広報誌について、事業者が想定する広報効果が見込める場所以外に、県として配布・送付が必要な数、送付先等があればお示しください。	No. 402をご参照ください。
404	来館者看視・対応	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		観覧券のもぎりには、電子観覧券も想定したQRコード等の読み取りなどの入館管理方法も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
405	来館者看視・対応	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		開館時間中、展覧会規模に応じて2～6名の看視員を配置することとありますが、企画展によって監視員の数はかわると思われまますので、年間を通して事前に計画をいただくことは可能でしょうか。	展覧会の年間スケジュールについては、事前に共有の上、事業者と協議を行う予定です。事業者は当該スケジュールに応じて年間の業務計画（年度計画書）を策定してください。
406	来館者看視・対応	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		来館者看視の事業費積算の根拠となるような、展覧会の規模・実施回数を目安については、募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）第4-1-(3)に示す開館日から展覧会準備期間を除いた日数程度、また、1回の展覧会期間はおおむね2か月以内を想定しています。具体的な数量を募集要項時に示す予定はありません。
407	来館者看視・対応	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	③		「展示室内における看視および来館者対応を行うこと。」 「開館時間中、展覧会規模に応じて2～6名の看視員を配置すること。」とあります。看視員の配置を要する年間必要日数、及び配置ポスト数をお示しください。	No. 406をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
408	音声ガイド	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイド端末の設置、維持管理（故障、消耗品補充等の対応）は貴県の所掌との理解でよろしいでしょうか。	展示室における音声ガイド端末については、ご理解のとおりです。 なお、ご提案によりインフォメーション・ラーニングゾーンに設置する場合には、調達・設置・維持管理は事業者の業務範囲とします。
409	音声ガイドの貸出・回収	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイドの貸出・回収にあたり、料金を徴収することは想定していますか。徴収する場合、料金を事業者が収受することは可能でしょうか。	音声ガイドは利用料金を徴収する予定です。当該料金は県の収入とします。
410	音声ガイドの貸出・回収	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイドの盗難防止の方法については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	音声ガイドの貸出・回収	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	④		音声ガイドの機器手配及びコンテンツ制作は本業務内に含まれますか。また、業務に含まれる場合、近年、感染症リスク軽減のため、音声ガイドは来館者自身の端末で使用可能なアプリを導入することが増えております。本業務においても同様の手法を導入してもよろしいでしょうか。	No. 348をご参照ください。
412	観覧料金徴収・収納	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		チケット販売について販売方法については提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
413	観覧料金徴収・収納	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		支払い方法は、現金支払いに加え、クレジットカードや電子マネー利用等によるキャッシュレス決済も導入することとありますが、キャッシュレス決済は手数料2.9-4%かかりますので販売手数料として組み込みことは可能でしょうか。	入札公告時にお示しします。
414	観覧料金徴収・収納	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		「チケット販売の体制およびシステムを構築し、運用に必要な人員や設備を配すること。支払い方法は、・・・キャッシュレス決済も導入すること。」とあります。導入に必要な経費はサービス対価に含まれるとの理解で宜しいですか。仮に委託販売を実施する場合やキャッシュレス販売に伴う手数料の発生は県負担との理解で宜しいですか。	入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
415	観覧料金徴収・収納	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		チケット販売にかかる会計報告については基準について募集要項時に示されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
416	観覧料金徴収・収納	109	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑤		観覧料金に関して、県への納付のタイミングについてご教示ください。（1ヶ月分を翌月月初●日以内に納付する等）	No. 415をご参照ください。
417	賓客対応	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑨		賓客対応につき目安となる回数をお示しください。	レセプション、内覧会等は、年間、数回程度を想定しています。
418	視察団対応	111	第5	2	(6)	ウ	(ア)	⑩		視察団対応につき目安となる受け入れ下限回数をお示しください。	開館後5年程度を経過した後は、年間、数回程度を想定しています。
419	ボランティア室運用	111	第5	2	(6)	ウ	(ウ)			ボランティア室対応とありますがボランティアに関する管理や任免などは県が行い、事業者は部屋の管理と募集・交流会を行うことよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
420	郵便物管理	111	第5	2	(6)	ウ	(エ)			「郵便物の発送は月曜日から金曜日は必ず実施すること。ただし休館日はその限りではない。」とありますが月曜日が休館日であることから月曜日は実施しないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
421	協賛金獲得	111	第5	2	(6)	ウ	(オ)			県が実施する展覧会、または事業者が企画するイベント等において、実行委員会形式は想定されますか。想定される場合、実行委員会における事業者の役割等についてお考えをお示しください。	展覧会については、実行委員会形式での実施も想定していますが、当該実行委員会における事業者の役割は想定していません。 なお、事業者のイベントはご提案によるものとします。
422	協賛金獲得	111	第5	2	(6)	ウ	(オ)			本施設の運営や展覧会開催のための協賛金は、県が収受するか事業者が収受するかいずれでしょうか。また、その使い道については、県が決める、事業者が決める、県と事業者が協議して決めるのいずれでしょうか。	事業者が収受した上で、事業に要した経費を除き県の収入とし、使い道は県が決めることを想定しています。
423	協賛金獲得	111	第5	2	(6)	ウ	(オ)			指標を設ける予定があればお示しください。また開始予定時期をお示しください。	指標を設ける予定はありません。
424	協賛金獲得	111	第5	2	(6)	ウ	(オ)			協賛金獲得に関して定性的な要求水準はなく、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
425	協賛金獲得	111	第5	2	(6)	ウ	(オ)			協賛金獲得については努力義務であって、要求水準としての基準は無いとの理解で良いでしょうか。また、協賛金を獲得した場合には、県の収入になるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
426	協賛金獲得	112	第5	2	(6)	ウ	(オ)			学芸員と協働して、新美術館（新・琵琶湖文化館と読み替えます）ならではの魅力的な対価（特典）スキームと効果的な獲得方法をもって、協賛金・協力獲得を図ることとあります。魅力的な対価（特典）の原資は、県が負担すると考えればよいでしょうか。	事業に要する経費として協賛金の中で負担することを想定しています。また、「新美術館」を「本施設」に要求水準書（案）を修正します。
427	協賛金獲得	112	第5	2	(6)	ウ	(オ)			学芸員と協働して、新美術館ならではの魅力的な対価（特典）スキームと効果的な獲得方法をもって、協賛金・協力獲得を図ることとあります。これについては、事業者が主となり検討すると考えればよいでしょうか。県が主となり検討すると考えればよいでしょうか、県と事業者が対等の立場で検討すると考えればよいでしょうか。	対等の立場を想定していますが、詳細は県との協議となります。
428	ボランティア連携	112	第5	2	(6)	ウ	(カ)			「運営ボランティアの活動を募集し、交流会等を企画すること」とありますがボランティアに関する管理や任免などは県が行うものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
429	ボランティア連携	112	第5	2	(6)	ウ	(カ)			ボランティアスタッフの募集、交流会は事業者の役割ですが、ボランティアの登録、研修、活動費等の支払い、保険、ユニフォーム、活動日程調整等は県の役割と考えればよいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
430	ボランティア連携	112	第5	2	(6)	ウ	(カ)			「運営ボランティアの活動を募集し、交流会等を企画すること」とありますがボランティアに関する管理を事業者が行う場合は具体的な活動内容や人数そのた要求水準は募集要項時に示されるものと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
431	ボランティア連携	112	第5	2	(6)	ウ	(カ)			運営ボランティアの活動を募集し、交流会等を企画することとありますが、ボランティアの育成については、県で対応するとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
432	ボランティア連携	112	第5	2	(6)	ウ	(カ)			ボランティア活動の運営（例：出勤シフト作成）はどのようにお考えか、ご明示ください。	入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
433	運営形態	113	第6	1	(3)					「その他業務を実施する施設内また設備周辺にはWi-Fi環境を整備すること。」とありますがこちらは来館者向けフリースポットの設置という考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
434	運営形態	113	第6	1	(3)					その他事業のミュージアムショップ、カフェについて、事業主体はSPCではなく、その他業務を担当する構成員または協力企業が事業主体となることは可能でしょうか。可能である場合、県に対する記録の作成報告はSPCが行うこととすれば、売上の収受や整備運営にかかる費用負担はその他業務を担当する構成員または協力企業が行うこととしてよいでしょうか。	前段について、その他業務を担当する本事業の構成企業もしくは協力企業が行政財産の使用許可の申請者になることは可とします。 後段についてはご理解のとおりです。
435	運営形態	113	第6	1	(3)					飲食は、入館者以外の利用を想定してもよろしいでしょうか？	構いません。
436	基本方針	114	第6	2	(1)	ア				ミュージアムショップのオリジナルグッズの開発制作と販売において、収蔵物の著作権の扱いについて、お考えをご教示お願いします。	著作権が有効な作品についてグッズを制作する場合は、事業者がその承諾および著作権料を負担するものとします。
437	施設使用料	114	第6	1	(4)					固定資産評価額をご教示いただけますでしょうか。	令和3年度の固定資産評価額は、129,300円/㎡です。
438	施設使用料	114	第6	1	(4)					目的外使用料算定の元となる「土地の価格」について、現在の金額で結構ですので、固定資産評価額をお教えてください。	No. 437をご参照ください。
439	施設使用料	114	第6	1	(4)					目的外使用料の算定にあたり、建物の価格とは、今回の建築工事費用を用いればよいでしょうか。その他の算定方法があればお教えてください。	事業者が提案される建築工事費用を用いてください。
440	施設使用料	114	第6	1	(4)					目的外使用料の算定にあたり、「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいうとの記載があります。対象となる土地の昨年の固定資産評価額を参考までにお教えいただけないでしょうか。	No. 437をご参照ください。
441	施設使用料	114	第6	1	(4)					使用料以外に使用量の3倍程度を目安とする納付金が別途必要となる。とありますが、ここでいう「使用量」は「使用料」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。使用料に修正します。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
442	施設使用料	114	第6	1	(4)					使用料以外に使用量の3倍程度を目安とする納付金が別途必要となる。とありますが、事業採算が非常に厳しいことが想定されるため、公共施設にふさわしい利便サービスの側面からの減免は考えられませんか。	要求水準によりご提案ください。ただし、契約後の減免協議を否定するものではありません。
443	施設使用料	114	第6	1	(4)					目的外使用料（年額）の内、「a 建物の価格×定額（28,2800円）」との記載がありますが、この計算式の場合、かなりの高額な使用料と思われますので、正しい計算式をご教示ください。	「a 使用面積×定額（28,200円）」が正とします。要求水準書を修正します。
444	ミュージアムショップの運営	114	第6	2	(1)					ミュージアムショップで販売する各種グッズの製作販売に伴うリスクはPFI事業者にあることから、各種グッズの仕様、販売数量等については、PFI事業者に裁量権があり、その範囲内で県と協議あるいは承認を得るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
445	ミュージアムショップの運営	115	第6	2	(1)					ミュージアムショップで販売する”有料頒布物”のうち、今後製作する「特別展示・企画展示の展示図録、研究紀要、資料シリーズなどの図書類」は制作原価はすべて県が持ち、PFI事業者には販売委託されるということによろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
446	ミュージアムショップの運営	115	第6	2	(1)					県が販売を委託する図録等委託販売物に必要な棚の大きさは具体的にお示しいただくことはできますでしょうか。	具体的な想定はありません。
447	運営	115	第6	2	(1)	ウ	(イ)			県が販売を委託する図録とありますが、図録は非課税という理解でよろしいでしょうか。	課税対象となります。
448	運営	115	第6	2	(1)	ウ	(イ)			過去の図録等を販売する予定はございますでしょうか。またその場合、販売手数料は頂けるのでしょうか。	前段について、過去の図録等も販売を予定しています。後段については、入札公告時にお示しします。
449	運営	115	第6	2	(1)	ウ	(イ)			ミュージアムショップ内で、お土産として近江の地酒等の酒類の販売は可能でしょうか。（酒類販売業免許は事業者側で取得する前提です）	館内での飲酒を伴わなければ可とします。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所							質問	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数			英字
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
450	運営	115	第6	2	(1)	ウ	(イ)			その他業務で実施するミュージアムショップの運営及び飲食の提供について、レジ袋に関する県のお考えはございますでしょうか。	環境負荷に配慮したうえで、本施設にふさわしいものとしてください。
451	図録等	116	第6	2	(1)	ウ	(ウ)			図録以外の製品（絵葉書等）を県側で制作する予定はございますでしょうか。	ご理解のとおりです。
452	オリジナルグッズ開発	116	第6	2	(1)	ウ	(ウ)			オリジナル商品について、所蔵品の絵はがきやクリアファイルを制作時の「承認」とはどのような事例になるのでしょうか。意匠について色校正、配置は事業者に一任されるものとして理解してよろしいでしょうか。	オリジナルグッズの内容・意匠はご提案ください。ご提案に基づき、事業者と協議の上、決定するものとします。
453	オリジナルグッズ開発	116	第6	2	(1)	ウ	(ウ)			オリジナルグッズの開発にあたり、収蔵品など館のコレクションの画像等データや、展覧会に関連する画像等データの利用にあたって、何らかの条件（費用、制約等）がありますか。	寄託品に関しては寄託者の承諾が必要です。館蔵品は著作権が有効な作品については、著作権者の承諾が必要です。
454	オリジナルグッズ開発	116	第6	2	(1)	ウ	(ウ)			本施設ブランディングに関して、ロゴやシンボルマークの作成は、県が行うと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
455	オリジナルグッズ開発	116	第6	2	(1)	ウ	(ウ)			本施設ブランディングに関して、ロゴやシンボルマークを活用したオリジナルグッズの制作・販売にあたって、何らかの条件（費用、制約等）がありますか。	今後、事業者契約後に、県がロゴやシンボルマークの作成等を行った後にお示しする予定です。
456	基本方針	116	第6	2	(2)	ア				飲食の提供はカフェにより行うことを原則としますが、ミュージアムショップでの飲食物の販売は可能でしょうか。	ミュージアムショップでの飲食物の販売も可としますが、提供にあたっては飲食の提供に係る要求水準を満たしてください。
457	整備	117	第6	2	(2)	ウ	(ア)			火器を使用しない設備とすること、とありますが、IH調理器、電子オーブンレンジ、電気ポットなどは使用可能でしょうか。	No. 239をご参照ください。
458	運営	117	第6	2	(2)	ウ	(イ)			調理を伴わないものとすると思いますが、温める、盛り付けるなどは調理に該当しますか。	既製品の温め、盛り付けは可とします。その他、No. 239をご参照ください。
459	運営	117	第6	2	(2)	ウ	(イ)			展覧会などに関連するレセプション、内覧会などを開催する予定はないでしょうか。もし開催する場合に、何らかの飲食を提供することは求められる可能性がありますか。	レセプション、内覧会を開催する予定です。ただし、カフェを除き本施設内での飲食の提供は行いません。

■要求水準書（案）に関する質問

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
460	運営	117	第6	2	(2)	ウ	(イ)			本施設においてユニークベニューの利用は想定しなくてよいでしょうか。想定する場合には、何らかの飲食を提供することは求められる可能性がありますか。	前段については、利用の相談があった場合、県と協議のうえ利用を認める可能性があります。後段については、カフェを除き本施設内での飲食の提供は行いません。
461	基本方針	118	第6	2	(3)	ア				滋賀県様の方で、自由提案事業とはどのようなことを想定されておられますでしょうか？ご希望やイメージがあればご教示をお願いします。	事業者の提案事項とします。
462	自由提案施設の整備	118	第6	2	(3)	イ	(イ)			自由提案事業は企画展・イベント（屋内外）のようなものを指しますか。	ご提案によります。要求水準の範囲でご提案ください。
463	自由提案施設の整備	118	第6	2	(3)	イ	(イ)			本施設と一体のものとして整備した場合は内装等を除く整備費は貴県の費用負担との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）第6 1（3）をご確認ください。
464	事業者に関する事項	120	第7	1	(1)					事業者は県内に設立していることとありますが、いったん県内に設立し、供用開始後に本施設にSPCの本店を移転登記することは可能でしょうか。	構いません。

■要求水準書（案）別紙等に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所								質問	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
465	付属資料2	事業用地										事業用地東隣の津市有地以外の滋賀県有地（空地）について、建設期間中借地をさせていただくことは可能でしょうか。	事業者が設置する現場事務所の敷地または工事用資材置場等として使用する土地については無償で使用できる予定ですが、具体的な期間や必要面積は事業者決定後、県と協議してください。
466	付属資料2	構内通路（仮）										東側の敷地外車路は、南側道路に通り返けできないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	付属資料2	駐車場進入路										敷地西側に隣接する地下駐車場の南側進入路が現状記載されておりませんが、付属資料12を正として測量後に記載されるものと考えてよろしいでしょうか。	地下駐車場の南側進入路については「付属資料12 大津港地下駐車場図面」をご確認ください。
468	付属資料4	諸室リスト	1									要求水準書（案）では文化財緊急保管庫は1階の搬入ゾーンを想定されているようですが、付属資料4の表では必ず2階以上に配置とあります。1階の搬入ゾーンに配置と解釈してよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
469	付属資料4	機械設備	5 6									収集・保存部門の荷解室、調査・研究部門は「ガス消火設備」が必要となっておりますが、室の使い方および学芸員の安全性を考慮し、消火器または屋内消火栓で代替することは可能でしょうか。	ご質問の諸室にはガス消火設備は不要です。付属資料4を修正します。
470	付属資料15	製品基準	1							③		JIS表示認定・ISO9001認定・ISO14001・同等の規格認定のいずれか1つを規格を保有している工場又は会社でおこなうという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
471	付属資料15	製品基準	1							③		JIS表示認定・ISO9001認定・ISO14001と同等の規格認定とは具体的にどのような規格認定でしょうか。	具体的な想定はありませんが、提案により判断します。
472	付属資料17	舍利供養について	1	1								壁画は常設室（別室 講堂）又はコーナー等になりますか。また、他の展示品も同時となりますか。どのような展示方法でしょうか。県として想定されている場所、展示方法はありますか。お教えてください。	壁画は基本的には単独で展示することを想定しております。展示場所や方法については、要求水準通り、事業者の提案によるものとします。
473	付属資料17	舍利供養について	2	5								設置にあたっては、壁面保護ができるようにするとあるが、これはどのようなことを想定されていますか。	No. 271を参照ください。
474	付属資料17	舍利供養について	2	5								壁画の公開・非公開を職員が自由に行える構造とは、どのような構造のことを想定されていますか。	No. 271を参照ください。

■要求水準書（案）別紙等に関する質問

No	資料名	タイトル	該当箇所							質問	回答		
			頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数			英字	
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a	
475	付属資料17	舍利供養について	2	5								この壁画の修復等は、県が担うと思われるが、修復により講堂等の貸出に影響しないよう、建築中に修復するなどの配慮は想定されていますか。	本施設への壁画設置後から竣工までの間に補修施工を予定しています。
476	付属資料23	多言語対応表	1									図録の記載がありますが基本的に図録は県が制作するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
477	付属資料23	収蔵品データベース	1									英語の対応が必要となっておりますが、収蔵品データベースの中で英語表記が必要な項目はどの範囲でしょうか。また、収蔵品の既存デジタルデータには英語は含まれているでしょうか。	前段について、英語表記が必要な項目は、以下とします。 ・所蔵者 ・所蔵者所在地 ・指定 ・資料名 ・作者 ・員数 ・材質技法 ・年代 ・法量 ・解説文（一部の収蔵品） 後段については、既存デジタルデータに英語は含まれていません。
478	付属資料23	多言語案内	1									翻訳見積もりのため「付属資料23 多言語対応表」に係る日本語の概算文字数についてご提供いただけますでしょうか。例：A4サイズ1,000文字として総枚数	概算文字数は、以下とします。 ・挨拶文：A4サイズ1枚～2枚（400字～1200字） ・キャプション、出品目録：A4サイズ1枚～13枚（考え方：所蔵者、所蔵者所在地、指定、資料名、作者、員数、材質技法、年代、法量を3行として換算し、1つの展覧会あたり10点～150点出品予定）
479	参考資料1	寄付	2									「会員制度」と有りますが、要求水準書（案）P.96には「会員制を導入・・・認めない。」と記載されています。会員制度について御教示願います。	入札公告時にお示しします。
480	参考資料1	友の会	2									「友の会」について、事業者の業務に係るものか等、具体的に御教示願います。	入札公告時にお示しします。
481	参考資料2	収蔵品データベースのコンテンツ数										リスト記載されているデータは全て本整備事業で使用する上で使用認可及び著作権処理されたデータと考えて良いですか。	業務の性質により、使用認可及び著作権処理が必要なものがあります。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
482	基本理念 目指す姿	2		1	(1)	オ	(ア) (イ)			基本理念～目指す姿について基本計画時の協議の経緯、方向性確定に関する詳細情報が欲しい（例えば議事録等開示）	現在、公表している資料からご判断ください。
483	本施設が担う機能	3		1	(1)	カ				関連条例の整備にあたっては、管理運営手法等の提案に即した制定のため、選定された事業者との対話や協議の場を設定し、検討に参加させて顶きたい	関連条例はご提案内容を踏まえ、事業者と協議の上で整備を進めていく予定です。
484	活動の3つの視点 本施設が担う機能	3		1	(1)	カ	(ア) (イ)			活動の3つの視点～本施設が担う機能について基本計画時の協議の経緯、方向性確定に関する詳細情報が欲しい（例えば議事録等開示）	現在、公表している資料からご判断ください。
485	施設の利用許可等 に関する基準について	6		1	(1)	コ				施設の利用許可等に関する基準の設定にあたっては、管理運営手法等の提案に即した制定のため、選定された事業者との対話や協議の場を設定し、検討に参加させて顶きたい	施設の利用許可等に関する基準はご提案内容を踏まえ、事業者と協議の上で制定する予定です。
486	施設整備業務の対 価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		本施設の設計・建設に要する費用について、一括方式により支払う。とございます。前払いあるいは実施設計完了時の部分払いをご検討いただきたくお願い致します。	ご意見として賜ります。
487	施設整備業務の対 価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		事業契約書（案）のご提示が無い為、当方の希望となりますが、①施設整備業務の対価として、事業契約にて定めた本施設の設計・建設費用について「一括方式により支払う」とありますが、実施設計業務完了時での設計業務分の一括支払い、建設業務においては、県による完工確認後での建設業務分の一括支払いとして頂きますようお願い致します。またPFI事業として馴染まないかもしれませんが、建設業務において前払い、部分払い、竣工払い等、通常の公共事業の支払い条件の適用は可能でしょうか？	ご意見として賜ります。
488	施設整備業務の対 価	6		1	(1)	サ	(ア)	①		「施設整備業務の対価」は、「一括方式により支払う。」とありますが、設計・建設期間は、約3年半と長期間に亘ることから、事業者の資金立替期間が長くなるように、定期的に支払い（例えば毎年度出来高を当該年度末までに支払い）を行っていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
489	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		光熱水費について、県が負担する光熱水費を提案するにあたり、近年のエネルギーコストの変動状況等を勘案すると、妥当な金額を提案することが難しい状況です。開館当初の3年間は実績ベースでの精算とし、4年目以降は3年目に県と事業者が協議し事業契約に定める額を支払う形にできないでしょうか。	ご意見として賜ります。
490	維持管理・文化観	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		光熱水費の負担について、事業者の提案金額を基に事業契約に定める額を支払うとありますが、政治・社会環境により大きく変動し、費用変動リスクに対する事業者によるリスクコントロールが難しいです。光熱水費は、実費精算方式としていただきたく御検討願います。	ご意見として賜ります。
491	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		提案段階での水光熱費試算は非常に困難なことから、開館初年度は実績に基づく支払い、2年目以降は実績を基に合理的な方法で算出した光熱水費を契約で定め、定額化することをご検討いただければと存じます。	ご意見として賜ります。
492	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		本施設の維持管理・文化観光等に係る光熱水費について、昨今の社会情勢を受けてのエネルギーコスト高騰に鑑み、事業者からは提案金額ではなく、あらかじめ県から提示した参考費用を計上し（プロポーザル参加各社はすべて同額計上）、本施設の開館・運営開始時から3か年程度の光熱水費のトラックレコードを県、事業者双方が確認した上で、光熱水費に係るサービス対価の見直しを行う形をお願い致します。	ご意見として賜ります。
493	維持管理・文化観光等に係る光熱水費	7		1	(1)	サ	(ア)	⑤		本施設の維持管理・文化観光等に要する費用のうち、光熱水費に相当する額について、事業者の提案金額を基に県と事業者との間で締結する事業契約に定める額を、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに支払う。とあるが事業が長期間であることから提案時において光熱水費を検討することが難しくなっている。世界情勢の影響が多いこともあることから毎年清算することが好ましいと考えられる。	ご意見として賜ります。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
494	基本的な考え方	9		2	(1)	ア				ア基本的な考え方の中で、「地域経済の活性化への配慮等を総合的に評価することとする。」とありますが、滋賀県内に本社を有する企業が参加することが地域経済の活性化に繋がることから、滋賀県内に本社を有する企業の参加について、より一層の評価点の加点をお願いしたい。	ご意見として賜ります。
495	提案審査	10		2	(1)	エ	(イ)			審査の公平性・透明性を期すため、入札要項にて、審査基準及び配点の公示、審査結果の詳細開示をお願いします。	入札公告時に落札者決定基準をお示しします。
496	募集および選定に係る想定スケジュール	10		2	(2)					現状の募集及び選定に係る想定スケジュールは、⑥令和4年11月入札公告、⑩令和4年12月参加表明書の受付締切、⑬令和5年1月入札説明書等に関する質問（第1回）への回答の公表、とのスケジュールになっていますが、参加表明の際には、入札公告時の手続きに関する事項だけでなく、入札説明書、各種契約書等の質問回答内容の確認も必要になるため、⑬質問（第1回）の回答公表後に⑩参加表明書提出となるスケジュールとしていただけないでしょうか。 また、入札公告後は、公表資料の確認、質疑作成と併せて入札参加手続き準備等を行うことから、入札公告から参加表明書提出までの期間は2ヶ月程度確保していただきたく、ご配慮の程お願い申し上げます。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
497	実施方針等に関する説明会の開催	11		2	(3)	イ				「(仮称)新・琵琶湖文化館基本計画 令和3年(2021年)3月」のP-75記載の事業費の説明、さらに実施方針等に関する説明会(公開説明会動画)における事業費の説明(8:30秒あたり/全体24:30秒)によりますと事業費の内、建設工事については近年整備された類似の博物館等の整備事例から、単位面積あたりの整備費(825千円/m ²)から想定されておられるということですが、この想定は少なくとも令和3年3月以前の整備事例からの算定であり、昨今の社会情勢による急激な資材、労務費の高騰が反映されたものではないと考えます。弊社が関わる某公共施設で令和3年のほぼ同時期からの物変動率は108%程度の上昇率を確認しております。今回の実施方針等(案)には事業費に関する記載はございませんが、令和4年度8月予定の「特定事業の選定および公表」に向けた建設事業費の再検討をお願いをするものです。ご一考お願い致します。	ご意見として賜ります。
498	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ				指名停止措置に関しては、参加資格確認基準日から通常の一一般競争入札にない、提案書類の受付までとさせていただけないでしょうか。その上で、基本協定締結時に指名停止措置を受けていた場合は基本協定を締結しないという整理をお願いできませんでしょうか。	原文のとおりとします。
499	参加資格の喪失	18		2	(4)	エ				労災事故の発生や国交省からの監督処分等により、今後入札参加資格を欠く恐れが発生した場合に、SPCの設立や基本協定・契約に支障をきたさない様に、事前に構成企業・協力企業から外れることを認めて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、代表企業以外の構成企業または協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合には、入札参加資格を有しており、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないとい県が認める場合には、代替企業の補充を認めています。
500	基本協定書の締結、仮契約の締結	13		2	(3)	シ				基本協定書において、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、構成企業及び協力企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性があり参入障壁が高くなりますので、多くの企業が参加しやすいよう、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定し、違約金についても連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。	独占禁止法に違反した場合等について、本事業に限定することは想定していません。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
501	基本協定書の締結、仮契約の締結	13		2	(3)	シ					基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形をご検討お願い致します。	ご意見として賜ります。
502	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)		共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。とあるが、維持管理企業が共同企業体の代表になるケースはほぼなく、共同企業体・協力企業を問わず実績を有していれば問題ないと思われる。	入札参加者の参加資格要件（業務別）で求められている業務の実績について、単独業務の契約ではなく複数業務からなる契約で契約当事者が複数となっている場合には、当該企業の業務であることが契約書等の写し等で証明されれば、当該企業の業務実績として認めます。
503	維持管理業務に当たる者	17		2	(4)	イ	(イ)	④	(a)		共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。とあるが、実績案件に於いて協力企業であれば資格があり、共同企業体の一構成企業であれば資格が無くなるので、出資比率の条件撤廃が必要と思われる。	「なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。」の削除は共同企業体の構成企業としての実績について出資比率を問わないことになり、出資比率が低い実績も認めることとなります。出資比率が低い実績を認めることは、業務実績が殆どない企業が業務に当たることに繋がる可能性がありますので、原文のとおりとします。
504	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24		6	(1)						維持管理期間における事業者帰責事由により課される違約金について、違約金が多額になる場合、事業者の過度なリスク負担となり、さらにプロジェクトファイナンスにて資金調達を行うことがある場合には、金利の費用の増加や資金調達が難しくなる可能性もありますので、維持管理期間中におけるサービス対価の年額の10%程度としていただきますようご検討お願い致します。	ご意見として賜ります。
505	法令変更リスク 不可抗力リスク	26									主にコロナウイルス感染症を意識しているが、前述以外の感染症など、人流を抑制するための法令改正や行政首長の指示による閉館等の措置が想定されます。この場合、共通段階「法令変更リスク」と「不可抗力リスク」に矛盾が生じつ可能性があると考えます。これらは「不可抗力」が優先されると考えますので、その旨の追記をご検討ください。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(か)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
506	税制度変更リスク	26								「事業者の利益に課せられる税制の変更（例：法人税率の変更）、新税の設立に関するもの」が事業者の負担となりますが、「新税の設立」については事業者への影響が大きい可能性があることから、当該リスク負担は県としていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
507	不可抗力リスク	27								不可抗力リスクについて、事業者が負担することとされている一部の損害・増加費用においては、「年間業務委託料の1%まで」などの事業者責任範囲を明確にてしていただきたい。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
508	物価変動リスク	27								新型コロナ等の感染症またはウクライナ危機等地政学リスク等、国際的に物価の変動が先行き不透明な状況が続くことが予想されるため、建設期間中の物価変動については、「公共工事標準請負契約約款」第25条 全体スライド条項を適用していただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
509	物価変動リスク	27								「物価変動によるコストの変動」につきましては、発注時点での価格による予算の確保はもちろんのこと、事業途中における価格の変動につきましても物価スライドの検討等の適切な対応をお願いしたい。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
510	物価変動リスク	27								「※2物価変動については変動の一定幅を基準にサービス対価の見直しを行うことを想定し～」とありますが、昨今の物価高騰状況を鑑み、起算日については提案書提出日として頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
511	物価変動リスク	27								事業契約書（案）のご提示が無いため、当方の希望となりますが、昨今の社会情勢による物価高騰が顕著になっております。本事業の事業契約書には物価変動に伴うスライド条項の設定をお願いします。その際の起算日については、提案書（提案価格）提出日として頂きますよう、お願い致します。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
512	物価変動リスク	27								物価変動リスクについて、日銀サービス価格指数「建物サービス」の指標1つを使用するといった改定方法はやめていただきたい。 設備、清掃、警備、修繕、その他役務など業務別とし、各々の時代の情勢がしっかりと反映されるような指標の採用と計算方法を御確認下さい。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
513	物価変動リスク	27								物価変動リスクについて、事業者が従負担となっております。維持管理段階におけるPFI事業のサービス対価の見直しにあたって使用される指標は、近年の急激な人件費上昇に伴った改定がなされず適正な雇用の確保が困難な状態となっております。実態に即した見直しを行うこと、および品質維持の人材確保のため、最低賃金の改定に即した指標を採用して頂くことを求めます。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
514	開館遅延リスク	27								「上記以外の要因によるもの」とありますが、善管注意義務を尽くした場合は免責として頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
515	初期投資増大リスク	27								「上記以外の要因によるもの」とありますが、善管注意義務を尽くした場合は「県との協議の上決定する」として頂けないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
516	初期投資増大リスク	28								建設段階の初期投資増大リスク、プロジェクト期間中の物価変動リスクに対して、事業の着実な遂行を達成するためにも、適正な物価上昇への対策をご検討いただきたくお願いします。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
517	初期投資増大リスク	28								建設段階の初期投資増大リスクに対して、事業の着実な遂行を達成するためにも、予定価格の設定に関して、近年の著しい建設物価上昇を考慮したご検討をいただきたくお願いします。	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。
518	需要変動リスク	29								維持管理段階における「需要変動リスク」は不可抗力であることから、県及び事業者の両方が負担者となっているところを改め、県が主にリスクを負担することを前提とした記述（P27※1）をしていただきたい	ご意見として賜ります。なお、詳細は入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
519	用語の定義									「用語の定義」 入札説明書等については、「実施方針等の質問回答」を正式かつ公の資料として定義に含めていただきたい。	「入札説明書等」は具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、入札までに公表されたそれらの修正、質問および意見への回答および対話結果をいうものとします。
520	用語の定義									「用語の定義」 定期清掃について、例示の説明がありますが、定期清掃をレベル感・意味を説明するための例示であり、当該業務を必ず行う必要はないと考えてよろしいでしょうか？	定期清掃は本事業における事業者の業務範囲です。ただし、「用語の定義」に示す定期清掃の例示内容の実施は必須ではありません。業務の実施にあたっては、要求水準書（案）第4 2（3）を満たしてください。
521	要求水準の変更手続	16	第1	13	(2)					「県は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。」とありますが、事業者側においても内容について把握し、対応について検討できるようにするため、「事前に事業者にも内容及び変更理由を通知し、協議の実施を請求する」としていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。詳細は入札公告時にお示しします。
522	地域性	21	第2	1	(2)	ア	(ア)			施設利用者への駐車料金について、公共施設であることを踏まえ、また入館者数の増加の視点からも料金の減免に対しては県が管理者へ交渉を行っていただけませんか。	ご意見として賜ります。
523	火災対策	23	第2	1	(2)	ウ	(ウ)			有毒ガスを発生し「ない」内装材、と読み替えるものと考えます。	ご理解のとおりです。
524	施設構成 情報発信・交流部門	30 54	第2	2	(5)	エ				「同時通訳ブースを設置する。」とあります。①コロナ禍以前の受託MICE施設の年間使用件数は10数件です。またコロナ禍以降は非接触の観点から従来の同時通訳レシーバーを利用するのではなく、個人のスマートフォンを利用した遠隔同時通訳プラットフォームも開発されています。②200㎡の講堂に4㎡弱の同時通訳ブースを常設で設置するのは余り聞かない事例ですし使い勝手の点でも余り効果は少ないものと思料致します。このため常設ではなく仮設ブースをご提案申し上げます。	No. 174～176を参照ください。
525	エレベーター設備	42	第2	2	(4)	ウ	(イ)		g	「新型コロナウイルス感染症対策として、非接触型エレベーターの導入を検討すること。」とありますが、事業者の解釈により事業費に差が出てしまうため、統一基準を設けていただけないでしょうか。（設置すること等）	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
526	工事完成図書	69	第2	3	(4)	ウ	(イ)		x	「工事日誌」とありますが、工事の進捗については、月次の工事報告を行うことを想定していますので、工事日誌の提出は不要としていただけないでしょうか。	月次の工事報告書によることを可とします。要求水準書（案）を修正します。
527	運転・監視	82	第4	2	(1)	エ	(イ)			設備員ポストB 5月～10月の従事時間が午前6時30分になっているが、開館にあたる冷暖房等はタイマー制御等で実施できるため、事業者の任意としていただきたい。	No. 306をご参照ください。
528	業務内容	83	第4	2	(2)	イ				計画修繕（大規模修繕）が、事業者の業務に含まれていますが、維持管理期間が15年程度の場合、PFI事業外とすることが一般的であるため、本事業においても、大規模修繕をPFI事業外としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
529	業務実施	93	第4	2	(6)	エ	(ク)			「毎年8月に開催されるびわ湖花火大会においては事業者の負担で特別警備（警備員の増員等）を実施すること。詳細は県と協議の上、決定するものとする。」とありますが、新型コロナウイルスや大型台風の影響等により花火大会自体が開催されるかどうか不明であり、特別警備の必要ポスト数を提案段階において見込むことが困難であることから、当該特別警備については、県の費用負担にて県が手配することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
530	日常清掃・定期清掃	86	第4	3	(3)	エ	(ア)			「しみや傷が目立たない程度であり、…」とありますが、傷については清掃では改善することは難しいため、報告することと表現を改めて頂きたい。	清掃業務の日常清掃・定期清掃における「主な留意点」のうち、はがれ、破損および損傷等の表現を削除します。 なお、はがれ、破損および損傷等は修繕・更新業務にて改善を求めます。
531	日常清掃・定期清掃	86	第4	3	(3)	エ	(ア)			「損傷がないこと」との表現を清掃業務への要求から外していただきたい。損傷については清掃では改善することは難しいため、報告することと表現を改めて頂きたい。	No. 530をご参照ください。
532	日常清掃・定期清掃	87	第4	3	(3)	エ	(ア)			「はがれや損傷がないこと」との表現を清掃業務への要求から外していただきたい。剥がれや損傷については清掃では改善することは難しいため、報告することと表現を改めて頂きたい。	No. 530をご参照ください。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字		
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a		
533	日常清掃・定期清掃	87	第4	3	(3)	エ	(ア)			「はがれ等がないこと」との表現を清掃業務への要求から外していただきたい。はがれについては清掃では改善することは難しいため、報告することと表現を改めて頂きたい。	No. 530をご参照ください。
534	文化観光等業務に関する要求水準	94 ～ 112	第5	1	(2)					事業者と県のそれぞれの業務範囲で、学芸業務（県担当）の収集・保管や調査・研究業務以外で線引きが曖昧なところがあるように感じます。例えば集客業務（事）と展示業務（県）、インフォメーション・ラーニングゾーン運営業務（事）と教育・普及業務（県）、さらにWEB業務（事）と広報業務（県）において明確な線引きを設定いただき、詳細な業務分担表の形でお示し願います。特に本業務において提案価格算定に関わる部分につきましては具体的に表記して頂きたいと要望致します。	展示業務においては展示会の企画開催および関連するイベントの実施を県が行います。事業者は展示会の実施内容に関わらず、本施設への集客に資するイベントの企画実施をしてください。なお、事業やが展示会の内容に関連するイベントを実施することを妨げるものではありません。 また、事業者はインフォメーション・ラーニングゾーン運営業務において、あらゆる世代の人に、近江の文化財や風土の魅力に触れ、学ぶ機会を本施設内において提供してください。県は、教育・普及業務において、より専門的かつ教育の立場より本施設内外において、出張授業や講演会等を通して教育・普及、アウトリーチを実現します。 本施設の広報戦略は県が策定します。事業者はWEB業務において、当該戦略に基づき、県と協議の上でウェブサイトの制作等を行ってください。
535	インフォメーション・ラーニングゾーン運営	102	第5	2	(4)	ウ	(ア)			(イ)ライブラリー運用の3つ目の「・」で「開館時に必要な蔵書数を確保し、開館後も追加すること」とありますが、確保すべき蔵書の種類や冊数が不明です。また県から旧施設から預かる蔵書の有無、開館後追加する蔵書についても具体的な記載がありません。具体的にお示し頂くか、県が受け持つ業務として頂きますようお願い致します。	No. 382をご参照ください。
536	業務内容	105	第5	2	(6)	イ				事務支援は事業者側となっていますが、表に記載されている内容はほとんど事業者側の業務負担となっています。この内容を見る限り事業者負担が大きと感じます。また業務量から事業者側の配置人数を具体的に記載していただきたいと思えます。	ご意見として賜ります。

■要求水準書（案）に関する意見

No	タイトル	該当箇所								意見	回答	
		頁	数	数	(数)	カナ	(カナ)	数	英字			
		1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①	a			
537	キッズルーム運用	111	第5	2	(6)	ウ	(イ)				「イベント時には託児にも対応できるよう配慮し、必要な場合は保育士の配置を検討すること。」とありますが、提案段階においては、イベントの頻度がどのようになるかが不明であり、必要保育士の人数を見込むことが困難であることから、イベント時の託児サービスについては、県の費用負担にて県が手配することとしていただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。なお、集客業務において保育士が必要な場合は事業者の負担とします。
538	施設使用料	113	第6	1	(4)						施設使用料が非常に高額と考えられ、独立採算での事業性を低下させますので、施設使用料が発生する範囲を限定していただけないでしょうか。	ご意見として賜ります。
539	施設使用料	113	第6	1	(4)						目的外使用料について、事業採算が非常に厳しいことが想定されるため、公共施設にふさわしい利便サービスの側面からの減免は考えられませんか。	ご意見として賜ります。
540	施設使用料	113	第6	1	(4)						目的外使用料について、事業採算が非常に厳しいことが想定されるため、カフェ専用のテーブル・椅子を置くスペースを設けることが難しいことが想定されます。IPMには十分配慮したうえで、飲食可能なスペースをロビーなどに設ける提案ができることを要望いたします。	原案のとおりとします。
541	施設使用料	114	第6	1	(4)						目的外使用料について、営業時間や形態・取扱い品目等を考慮すると、期待できる利用者数や売上に限界があり、当計算式から算出される賃料の負担が難しいと考えます。来館者への質の高いサービス提供も鑑み、使用料についての低減もしくは柔軟な対応につきまして、御検討をお願いします。	ご意見として賜ります。
542	施設使用料	114	第6	1	(4)						使用料以外に使用量の3倍程度を目安とする納付金が別途必要となる。とありますが、事業採算が非常に厳しいことが想定されるため、公共施設にふさわしい利便サービスの側面からの減免は考えられませんか。	ご意見として賜ります。

■要求水準書（案）別紙等に関する意見

No	資料名	タイトル	該当箇所							意見	回答	
			頁	数	数	(数)	カナ	(カ)	数			英字
			1	第1	1	(1)	ア	(ア)	①			a
543	付属資料2	地盤高さ	1								周辺道路および周辺敷地、歩道橋、計画敷地内の地盤高さの記入をお願いします。	地盤高さの測量は必要に応じて事業者にて実施してください。
544	付属資料2	通路名称	1								要求水準書に合わせて管理用通路に統一いただけますでしょうか。	ご提案のとおりとします。
545	付属資料4	機械設備	6								展示室に温湿度設定の記載がありますが、来館者・管理者の出入りや展示関連の発熱等があり、一般に恒温恒湿とはならない室のため、目標設定値とさせていただきますご検討をお願い致します。	原案のとおりとしますが、維持管理段階のモニタリングについては、詳細は実施段階における協議とします。
546	付属資料15	実績	1								過去5年間という条件は非常に限定的になるので過去10年という期間での納品実績に設定する方が公平性があると思います。	原案のとおりとします。
547	付属資料15	提出書類	1								<業者発注前>ISO登録書（9001及び14001）とありますが、同ページ製品基準②の表記と同様にISO9001又はISO14001と設定していいと思います。	資料を再提示します。